

令和 7 年

総務委員会会議録

と き 令和 7 年 9 月 2 4 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年9月24日(水) 午前10時00分～午後1時05分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長 石田 秀 男	副委員長 塚本 よしひろ
	委員 澤田 えみこ	委員 山本 やすゆき
	委員 石田 ちひろ	委員 須貝 行 宏
	委員 松本 ときひろ	委員 西本 たか子

出席説明員	堀 越 副 区 長	久保田 企画経営部長
	崎 村 企画課長	吉岡 政策推進担当課長
	井添 S D G s 推進担当課長	加 島 財 政 課 長
	長 尾 施設整備課長	横田 デジタル推進課長
	西澤 D X 戦略担当課長	佐 藤 経 理 課 長
	宮 澤 税 務 課 長 (定額減税調整給付金担当課長兼務)	柏 原 区 長 室 長
	遠藤 新庁舎整備担当部長	藤 村 総 務 課 長 (秘書担当課長兼務)
	川村 コンプライアンス推進担当課長	野口 官民共創担当課長 (官民共創担当主査事務取扱)
	與 那 嶺 戦略広報課長	木村 人権・ジェンダー平等推進課長
	宮 尾 人 事 課 長	田口 人材育成担当課長
	三井 新庁舎整備課長	小林 新庁舎建設担当課長
	泉 広町事業調整担当課長	品 川 会 計 管 理 者
	今井 選挙管理委員会事務局長	黒田 監査委員事務局長
	大澤 区議会事務局長	

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

おはようございます。ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日の予定は、審査・調査予定表のとおり、議案審査、意見書（案）について、報告事項、行政視察についておよびその他と進めてまいります。

ただいまご案内したとおり、意見書（案）についてが加わりましたので、新たな審査・調査予定表をお手元に配付しております。

なお、松本委員は、遅れてご出席されるご連絡をいただいております。

選挙管理委員会事務局長は、別公務のため途中で退席されますので、あらかじめご了承ください。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

第101号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算

○石田（秀）委員長

初めに予定表1、議案審査を行います。

説明に入る前に、各所管委員会における審査の結果について、各委員長より申し送りを受けておりますので、ご報告いたします。

第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算につきましては、一昨日、区民、厚生、文教の各委員会で所管に係る審査を行い、いずれの委員会も全会一致で原案のとおり決定した旨、ご報告をいただいております。

以上が、各所管委員会における審査の結果でございます。当総務委員会では、各委員会の審査結果を踏まえ、総合審査を行います。

それでは、理事者より説明願います。

○加島財政課長

それでは、私から、第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（第3号）についてご説明をさせていただきます。

個々の事業内容につきましては、所管の各委員会において審査をいただいております。改めて全体を説明させていただき、審査をお願い申し上げます。

今回の補正予算案につきましては、放課後等デイサービス事業所の新規開設および中重度障害児の受入れ促進に係る助成ならびに地域の防犯設備整備に対する助成などについて増額を行うとともに、八潮南特別養護老人ホーム等増改築工事の延伸による減額を編成するものでございます。

それでは、補正予算書の6ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算補正でございます。上段の表、歳入ですが、14款都支出金および17款繰入金、歳出は2款総務費から4款衛生費まで、それぞれ1億6,655万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,361億8,202万1,000円とするものでございます。

それでは、14ページをご覧ください。歳出からご説明をさせていただきます。

2款総務費、2項地域振興費、1目地域活動費は、7,949万1,000円を追加し、27億4,666万6,000円とするもので、町会・自治会等の地域団体が防犯カメラを設置・更新する際に対象となる、東京都地域見守り補助金の補助率引上げによる申請数の増加に対応するための経費

のほか、東京都の防犯灯購入緊急補助事業の開始により、補助対象設備および上限額が拡充されたことによる申請数の増加に対応するための経費を、追加計上するものでございます。

以上によりまして、2項地域振興費の計を68億8,565万3,000円とするものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目福祉計画費ですが、3,648万円を減額し、29億8,988万8,000円とするもので、八潮南特別養護老人ホーム等複合施設におきまして、地中障害物の撤去作業等の影響により工事を延伸するため、減額補正するとともに債務負担行為を追加するものでございます。

2目障害者施策推進費につきましては、839万円を追加し、9億3,509万8,000円とするもので、八潮南特別養護老人ホーム等複合施設工事の延伸に伴う減額のほか、放課後等デイサービス事業所の新規開設を進めるため、開設に係る物件の初期費用および賃借料ならびに駐車場賃借料を補助するための経費を新規計上するものでございます。

3目障害者支援費につきましては、8,315万円を追加し、118億3,526万円とするもので、放課後等デイサービス事業所による中重度障害児の受入れを促進するため、愛の手帳3度以上を所持する障害児を受け入れるとともに、送迎を行う事業所に対する補助金を新規計上するものです。

以上によりまして、1項社会福祉費の計を353億4,950万4,000円とするものでございます。

おめくりいただきまして、16ページをご覧ください。4款衛生費 1項保健衛生費、3目母子保健費は、3,200万円を追加し、16億5,707万9,000円とするもので、不妊治療における生殖補助医療の医療費助成に係る申請数の増加に対応するための経費を追加計上するものです。

以上によりまして、1項保健衛生費の計を88億7,344万3,000円とするものでございます。

12ページにお戻りください。歳入をご説明いたします。

14款都支出金、2項都補助金、1目総務費補助金は、5,453万9,000円を追加し、11億7,856万9,000円とするもので、防犯設備整備補助金の追加計上および防犯機器等購入緊急補助金の新規計上でございます。

2目民生費補助金は、1億5,057万4,000円を減額し、95億4,780万6,000円とするもので、八潮南特別養護老人ホーム等複合施設の工事延伸に伴う令和7年度工事出来高の減により、認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金および特別養護老人ホーム整備費補助金の減額を行うものでございます。

以上によりまして、2項都補助金の計を158億8,429万7,000円とするものでございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は、2億6,258万6,000円を追加し、24億6,471万6,000円とするものでございます。

以上によりまして、1項基金繰入金の計を194億1,536万1,000円とするものでございます。

次に、恐れ入ります、7ページまでお戻りください。

第2表の債務負担行為の補正でございます。追加は9件でございます。

中ほど、荏原保健センター等複合施設および第四日野小学校、城南第二小学校についてはインフレスライド増額分、また、先ほどの八潮南特別養護老人ホーム等複合施設につきましては、インフレスライドの増額分および工期延長に係る債務負担行為を追加するものでございます。

私からの説明は以上でございます。何とぞご審査のほどよろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

また、もう皆さん、よくご存じだと思いますが、改めて一言ご案内をさせていただきます。補正予算の審査は、各所管委員会の審査結果を踏まえて、総務委員会では総合審査を行うということでありますので、個々の細部にわたる質問については、理事者が答えられる範囲で答弁をしてください。委員には、あくまでも総合的、包括的な審査をしていただくようお願いをしておきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご発言をお願いします。よろしいですか。

○西本委員

八潮南特別養護老人ホームで延伸になった経緯は分かっているつもりです。仕組み的に、延伸にするのと工期が延びるので減額という、何で減額になるのか、延びるのであれば、その分お金がかからないのかという、私の勉強不足のところがあるかもしれませんが、その仕組みを教えてください、それと、なぜ今の時期に補正が出てくるのかなと思います。マイナス調整もしているのですが、なぜ今なのかということ。

それから、財政調整基金ですけれども、2億6,000万円、今回、繰入れという形になっていますけれども、これはなぜ繰入れなのか。これは新しい事業をやっている、品川区の負担が出てくるので、この繰入金かなということ、何だろうという思いがあるのですけれども、では、その新規事業するためのきっかけというのは何だったのだろう。東京都でやるということがあったので、それをやるのでということでの補正なのか、では、それは当初予算の中には入り込めない、見通しがつけられなかったものが出てきているのかということをお教えしてください。

併せて、財政調整基金というのを使うのは別に悪いわけではない、そのためのものなのでいいのですが、最近少し多いなと思っているのは、これから決算をやっていくのですが、流用というのがあると思います。どこかからどこかへ持ってくるという話なのですが、それは何か決まりがあるのですか。財政調整基金から持ってくるというほかに、いろいろなところから流用してというようなのが、結構頻繁に最近出てきていると感じるのですが、その何か基準というのはいくつか決め事があるのでしょうか、教えてください。

○加島財政課長

大きく3点ご質問をいただいたかと思います。

まず、八潮南特別養護ホームの延伸ですけれども、地中障害物が発見されまして撤去を行います、その分、令和7年度に本来行うべきであった工事ができておりませんので、7年度に当初予定していた工期出来高が発生しない見込みです。なので、令和7年度に払うお金を、まず現年度予算から減額させていただきました。

地中障害物の撤去に伴って本来やるべき工事が進んでいないので、竣工時期も遅れております。なので、その遅れた分が令和9年度債務負担行為となって、今回そちらの補正をお願いしておりますので、現年度予算に必ずしも増額する形で反映されているものではないです。

こちらを今回、補正で上げさせていただいた理由は3つございまして、まず、インフレスライド条項の申請があったことと、それから、空調機器の基準の改正がございまして、こちらは設計変更が必要となったため、そこに併せまして地中障害物撤去作業に時間を要することとなりましたので、当初工事の工期が延伸したことにより、こちらの出来高の減をさせていただいたものでございます。

それから、新規事業のきっかけというところですが、今回、補正をお願いしております、まず地域見守り活動の助成、町会・自治会が設置する防犯カメラへの助成と、それから、住まいの防犯と

いうところですが、こちらは従前、住まいの防犯のほうは令和6年度からですが、区で実施していたものです。当初予算の編成時点では分からなかったのですが、編成後に東京都の補助が拡大する、ないしは新設されるということが分かりました。この間、執行する中で、それぞれ申請額または実績等に応じまして今回補正をお願いさせていただいて、増額を図りたいと考えたものでございます。

それから、流用の考え方というところですが、流用については、当初予算でお認めいただいた予算の範囲内で、例えば施設の設備が壊れましたというような場合、区民サービスに支障が生じるような場合には流用を認めることもございます。ただ、流用の申請があった事業の中で、当初予算でお認めいただいていないような範囲の事業の流用がございました場合には、補正をお願いすることもございます。

○西本委員

ありがとうございます。大体分かりました。

ただ、八潮南のほうですが、延伸に伴う、工事の内容としてできなくなったのでということなのですが、ただ、これ、事業者の方々はどうか。予定を組んでやっている中で、いろいろなことが起きた、延伸せざるを得ない。だけど、それに伴って減額ということになると、不利益を被ることはないのかなと少し心配してしまうのですが、その取決めは何かあるのでしょうか。入札して今工事をしている業者さんとか事業者に迷惑というか、自分たちが起こしたわけではなく、そういう現状があってそういうことになっているわけなので、問題がなければいいのです。問題があるのだったら、不利益を被るのだったら、それを考えなければいけないのではないかと考えるわけですが、その点を一つ教えてください。

東京都の事業が急に始まったりするので、そこで、品川区も新規事業ということで補正ということは分かりました。

流用というところですが、これは考え方だけでいいです。金額はいろいろあるでしょうから、その考え方として、予算で決められた額、承認をもらったものについてと言うのですが、ここが、例えば何%とかという形での審議だったのだろうか、少し定かではないので、何か決まりとか、これぐらいのところで予算を取っているから、その中の範囲だったら流用可能なのですよというようなものがあるのであれば、それを教えてください。

○加島財政課長

まず、1点目の八尾南特別養護老人ホームの工期延伸の件ですが、地中障害物の撤去が発覚した段階で事業者とも話をいたしまして、今回、その分ではみ出してしまう工期延伸分につきましては債務負担行為を組んでおりますし、またインフレスライドにも対応しておりますので、特段事業者に大きな不利益が生じているかという、そういう状況ではございません。

それから、流用の考え方というところですが、特に何%以内だったら流用を認めるとかいうことはございません。例えばですが、今回補正をお願いしております不妊治療の助成ですが、令和6年度の実績をはるかに大きく上回る実績で、今、令和7年度は動いているところです。こちらは、当初予算では2,400万円で議決をいただいたものですが、今回補正で3,200万円、当初予算を大きく上回る補正額をお願いすることになりましたので、流用というのも一つの考え方としてあったかもしれませんが、今回はこちらを補正でお願いしたということです。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いをいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第101号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

2 意見書（案）について

○石田（秀）委員長

予定表2、意見書（案）についてを議題に供します。

昨日採択いたしました令和7年請願第12号および第17号は、意見書の提出を求めるものでございましたので、正副委員長で調整し、お手元に配付のとおり意見書（案）を作成させていただきました。

まず、案文を書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

ご意見がございましたらご発言願います。よろしいですか。いいですね。

それでは、こちらの意見書を総務委員会の委員を提案者として、本会議最終日に提出することによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、意見書の提案説明は正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

以上で、本件を終了いたします。

3 報告事項

(1) 勝島歩道橋補修工事請負契約

○石田（秀）委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

(1)勝島歩道橋補修工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、本日も報告する案件のうち報告事項(1)および(2)は、9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものです。

資料は2ページをご覧ください。報告事項(1)勝島歩道橋補修工事請負契約です。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は3ページの入札状況調書に記載のとおりです。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は9,185万円、契約の相手方は株式会社東英建設、代表取締役、中村政秋氏です。支出科目は令和7年度一般会計、工期は令和8年3月16日です。

4ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は、経年による塗装や舗装の劣化に対して補修工事を行うものです。また、本件は、9月22日の建設委員会で事業の詳細が報告されております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

この歩道橋補修工事ですが、前はいつ頃やられたのですか。教えてください。

○石田（秀）委員長

分かる範囲でいいですね。

○佐藤経理課長

前回の大きい補修工事については特段所管から聞いておりませんが、この歩道橋は1985年ですので、約40年前にできたもので、細かい補修については日々の中でやっているということだと思います。

○須貝委員

この写真等を見る限りでは、さび等云々があると思うのですが、通常40年間放っておくというのはいかなものかなという感じがしたもので、通常、公共施設なども、やはり10数年から20年ぐらいのサイクルで補修していると思うのですが、何でこんなふうに40年間放っておいたのかなというのは少し疑問に感じたもので、それだけ教えてください。

○佐藤経理課長

所管から聞いております範囲でございますが、橋梁に関しては、品川区橋梁長寿命化修繕計画というもので、区が管理している橋梁については全て計画に含んでいると。その中で、定期的な点検と小規模な補修については都度やっているというところですけども、今回のような大規模な工事については、

設計をした上で、状況に応じて計画して進めていると聞いております。

○西本委員

これは補助金があるのですか、国とか東京都から。これは、品川区独自の財源からでしょうか。

○佐藤経理課長

補助金に関しては、所管から確認をしておりません。

〔「そうですね。分かりました」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。いいですね。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 子供の森公園管理事務所改築工事請負契約

○石田（秀）委員長

次に、(2)子供の森公園管理事務所改築工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、資料は5ページをご覧ください。

報告事項(2)子供の森公園管理事務所改築工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は6ページの入札状況調書の記載のとおりです。

5ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億4,828万円、契約の相手方は加地建設株式会社、代表取締役、加地保弘氏です。支出科目は令和7年度一般会計、令和8年度債務負担行為、工期は令和8年6月30日です。

7ページ、工事の概要書をご覧ください。本工事は老朽化した公園管理事務所の改築工事を行うものです。

参考に、8ページに案内図および配置図、9ページに平面図、立面図をつけております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

ここでまた加地建設という名前が出てきているわけですが、加地さんは新庁舎整備のほうにも関わっていると思うのですが、資本金の規模からいって、何もかもできるというのは非常に違和感があるのですが、経理課として、昨日も少し質問させていただきましたが、大丈夫なのですか。何かある特定の業者に偏っている。その方たちにかなり負荷が行っている。そんなに従業員がいるようには私も見ていないのですが、その辺は大丈夫なのですか。教えてください。

○佐藤経理課長

この件に限らず、各契約に関しては発注時に、一定の施工能力を確保するために実績要件ですとかそういうものを求めて、条件として出して、それに応じて入札いただいているということです。委員ご懸念のほかの事業もあるけれどもというところですけども、こちらに関しては、区で一つ一つ確認するわけではありませんけれども、これまでも同様の形で複数の事業を同時に受けているということもありますけれども、結果的に途中でできなかったという事例はございませんので、それぞれの事業者で判

断して応札いただいているところです。

○須貝委員

私は発注する側の責務もあると思うのですよね。今、民間企業でも、例えば協力会社に仕事をお願いするときに、能力的にどうだとかこうだとかということをやはり判断しながら発注をしている。ところが、「いや、これも入札して当事者が来たから、では入札に参加させました」とか、「いや、能力があると思っていますから」とか「実績がありますから」といっても、工事が重なっている中で、一方では大工事の中で、そこでまた入札に参加させて落札したというのは、非常に何か違和感を覚えるのですが、もう一度だけお答えください。

○佐藤経理課長

繰り返しの答弁になりますけれども、入札時に課している条件をクリアしていただければ、それ以上、区が事業者の事業実態について踏み込んで確認するということはできませんので、また、途中でできなかったということであれば、以降の入札に関して資格を停止するですとか、そういったペナルティについても制度として設けておりますので、そこは事業者としてきちんと判断して応札いただいているということだと思います。

○須貝委員

私は、やはり発注する側も、公募する場合もきちんとその辺は見えて、ほかの様々な、品川区でいろいろ指名入札する場合もあると思うのですが、必ず見ていると思うのですよね。相手の能力とか人員がどれぐらいいるのだとか、そういうことを見ているのに、片やこっちはそのまま、そういうのを関係なしに、いや、今まで中止しなかったからとか、投げたとかそういうことがないから、相手が仕事を受けるから、入札に参加させたというのは、私はやはり考えていかなければいけないと思います。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、発言がないようですので、以上で、本件を終了いたします。

(3) 庁有自動車のカーナビに係るNHK放送受信料の支払いについて

○石田（秀）委員長

次に、(3)庁有自動車のカーナビに係るNHK放送受信料の支払いについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、庁有自動車のカーナビに係るNHK放送受信料の支払いについてということでご報告します。

資料をご覧ください。

項番1、事案の概要です。この間、複数の自治体において、庁有自動車のカーナビ等について、NHKとの放送受信契約が未締結であったということが報道されたことを受けまして、品川区でも状況を調査したところ、契約をしていない受信機器があることが判明いたしました。本年7月1日の本委員会にてご報告いたしましたが、その後NHKと調整いたしまして、今般、支払額が確定したので、そのご報告をするものです。

項番2、調整後の対象機器ですが、庁有自動車のカーナビ39台となりました。7月の時点では、このほかにワンセグ携帯電話ですとかテレビが視聴可能なモニター等を含め、157台とご報告いたしま

したが、個別の機器の管理の状況ですとか、すぐにテレビが視聴可能な状態かどうかというような詳細の情報を含めてNHKと調整した結果、この39台となったものです。

続いて、項番3、受信料の支払額についてですが、全体で396万476円です。内訳のところ、カーナビ1台ずつについて設置時点に遡って契約するため、最も古い機器については2011年12月から算定されます。また、区では1年度分をまとめて支払っているため、来年の3月までの経費と合わせまして、全体の支払額となっております。なお、前回7月の時点で、全庁に状況を周知いたしまして、カーナビ5台を撤去しているところです。現在、NHKからの請求を待っているところで、請求があり次第、支払いをします。

項番4、今後の対応といたしましては、機器の設置に当たっては、テレビの受信機能のない機器を設置する等、適正な事務の執行に努めてまいります。

本件につきましては、本来必要であったNHKとの放送受信契約をしていなかったということにして、また、7月の委員会でもご指摘がありましたけれども、カーナビ等も受信料を支払う必要があるとの裁判所の判決が出たり、あるいは、過去において議会でもこの件が取り上げられたことがあったにもかかわらず、これまで対応ができていなかったというものでございます。改めておわび申し上げますとともに、今後は適正な事務の執行に努めてまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

これ、今まで、毎年、NHKから請求というのはきちんとコンスタントに来ていたのですか。教えてください。

○佐藤経理課長

区のNHKへの受信料の支払いの方法というところだと思います。毎年NHKから10月に、テレビも含めて受信機器の設置状況の調査というものが来ておりまして、それに基づいて全庁各部に対して調査を行いまして、経理課で取りまとめて回答しております。NHKは、これを基にしまして翌年度に設置施設ごとに受信料を請求して、それに対して各施設、経理課であればこの総合庁舎ですけれども、この分それぞれについて支払いをしているという状況でございます。

○須貝委員

そういうふうに調査をされて毎年請求されているならば、恐らく総務委員会でも、こういうふうに請求が来ていますというような報告があったかと思うのですが、私がたまたま見落としていたのか、よく聞いていなかったのか、なかったように思うのですね。

NHKで調査云々はいいいのですが、法律も実際そうなっているということですが、一般の人にそんなに認知されていない、理解されていないというところで、NHKが裁判でも勝ったから皆さんに、各自自治体にも請求するというのは、少し不可解な気持ちがあるのですね。これからの分は、私は、払うというのは妥当な請求だと思うのですが、過去に遡って、例えば品川区に支払いをお願いしますという督促状とかが来ているなら分かるのですが、そうでなかったら、何か過去の分は払う必要はないのではないかという気がするのですが、その辺のご見解をお聞かせください。

○佐藤経理課長

過去の分の支払いについてということだと思います。

2つありまして、1つは、この件についてNHKから特に督促があったというわけではなくて、ほかの自治体でこういう事例があって、NHKと協議した上で遡って支払ったという報道がかなりたくさん見られたので、それを受けて品川区も調査した結果、同様の状態であったということで、NHKと調整をしまして支払うことになったという経緯でございます。

もう1点、過去に遡って支払う必要があるかどうかというところですが、NHKの受信料に関しては放送法という法律で定めがありまして、テレビをはじめとした受信機器を設置した場合は受信契約を結ばなければならないという規定になっております。それに基づいてNHKは受信料を請求するわけですが、今回の場合ですと、受信契約をそもそもしていなかったということで、法律上契約を結ばなければならないということです。他の自治体も同様ですが、過去に遡って契約をする。それに従って、受信料についても同様、過去に遡って請求されるというところでございます。

○須貝委員

全然、品川区は何も悪くないわけですね。督促状も来ない、何も来ない。それを、いや、急に裁判で勝ったから請求するというのは、これはおかしい話ではないですか。だって、調べるなら、やはりNHKは調べに来ますよね、各皆さんのお宅にも。アンテナが何本立っています、BSアンテナがありますと調べるではないですか。私はそれが実社会の慣行だと思うのですよ、実社会の。

何か今回に関して、もっと経理課長が強気で行ってほしいかなというのが、企画経営部長も、今日は副区長もいらっしゃいますが、何か非常におかしい話だなと。やはり向こうが調査して、こうやって「どうなのですか、品川区さん」とか、ではこういう請求書を出します、支払ってくれなければ督促状を出しますという形なら分かるけれども、何かこっちが、ほかの自治体が払っているからうちもやらなければいけないというのは、何か違和感がある今回の事件です。

○西本委員

今の須貝委員の考えといいますか、私もそう思います。本来は業者に責任があるわけであって、だから、一方的にこちらのほうにというふうに見えてしまっていますよね。いや、NHKはNHKでこういうところを負担しているのですよというのであれば、両成敗という話になるのですが、そういう形になっていますか。そういうことであれば納得いくのですが、それもなく、忘れていた状況を、なぜ私らの税金を使って支払わなければいけないのと、そういう感覚が当たり前だと私も思うので、ここはどういう折半の仕方をしたのかということをお聞かせください。折半ではないですね。どういう取決めをなされたのかということ、もう少しお示してください。

それから、カーナビ5台を撤去しているということですが、カーナビ5台は必要ないという結果に基づいて撤去ということになったのでしょうか。やはり庁舎の車とかというのはカーナビがないとなかなか難しい部分もあると思うので、必要であるのであれば必要だと思うし、ここの5台撤去というのは、もう要らなかった。では、要らなかったということは、今まで甘かったのという、何かそういうことも考えてしまうので、その現状を教えてください。

○佐藤経理課長

2点ご質問をいただいたかと思います。

1つ目は、NHKとの調整の中身という形かなと思います。先ほどご答弁したとおりでして、受信料に関しては法律上で定められている契約を結ばなければならないということになっておりますので、実情的には、テレビを置いたらNHKに申し込んでというか、申告して、契約を結んでという流れになるのだと思います。そこは行政としても同様かと思いますので、今回の措置に関しては法にのっとって調

整したというところだと思います。

また、先ほど説明の中でもありましたけれども、ワンセグの携帯ですとかテレビが映るモニターに関しては、実態をNHKと調整して、受信契約が必要というものだと思いますけれども、解釈の範囲の中で、それらについては契約の必要がないというところになりましたので、当初想定していた台数よりは減ったところかと思っております。

また、カーナビ5台について撤去したというところですが、今回の事案がありまして、庁内の連絡会議があるので、そこで全庁にお知らせをして、それぞれのところで必要かどうかを判断いただきました。結果的には、車があって、カーナビを後からつけたというものについては、取るのも、取ればすぐ取れますので、そういったものについて、取れるものについて5台撤去したというところですが、逆に、最初から車の中に入っているといいますか、設置されて一体になっているものについては、なかなかすぐには取れないというところもありますので、残しております。

委員おっしゃるとおり、特に災害時の情報収集で必要だというところがありますけれども、ただ、今もうスマホ等もありますので、撤去した車に関しては必要ないだろうというところで、撤去されているところですが。

○西本委員

責任の所在、法的なところで、それに従って処理したということなのですが、やはり責任の所在というのはもっと明確であるべきではないのかと私も思いますので、今回の支払いは仕方ないといえは仕方ないのですが、でも、少し私たちは税金で支払うという、自分のお財布から支払うわけではないので、そこはきちんとしてもらいたい。分かるのですよ、法律は法律で。だけれども、それでもやはり責任の所在というのはNHK側も私はあると思っているので、そこは協議の中で何かしらの話し合いはあったのだろーと思いつつ、いずれにしても法にのっとってやっていかなければいけないのは分からないではないですが、けれど、もう少し慎重にというか、していただきたいと、今後こういうことのないように、いろいろと注視していただきたいと思っております。

○塚本副委員長

カーナビ39台が対象になったということで、自動車で、これは少し教えてほしいというか、あるのか、ないのかの確認ですが、契約としては1台幾らということでの単純な積算なのか、もしかしたら区役所として、車全体の包括契約みたいなことで多少安くなる、そんな契約が、向こう側の契約の在り方としてあるのかどうかというのを聞かせください。

○佐藤経理課長

契約の本数といいますか、対応のことですけれども、結論的には車1台について1契約という形になっております。テレビとかですと、所管している例えば経理課ですと、経理課として契約しているテレビについて、1台契約していれば、その範囲で1契約しているというところですが、車に関してはそれぞれというふうに解釈しているところですので、それに沿って1契約ずつになっております。

○塚本副委員長

そうすると、カーナビですが、本来は道案内が、もともとは役割だったと思うのですが、今の車は多分、基本的にテレビが見られるようになっていると思うので、車を買ったと、もう必然的に契約みたいな、NHKの契約はしませんみたいなことは恐らくできないと思うのですが、できる余地はあるのですか。

○佐藤経理課長

今回、NHKと、担当者同士ですけれども調整をさせていただいた中で、実態について少し話す機会

がありました。いわゆる一般の家庭ですと、世帯で1契約というところになっておりますので、その中で、カーナビがあってもいろいろな部屋にテレビがあっても、1契約で済むということです。カーナビがついていてテレビが見られても見られなくても、それは影響ないということでした。

ただ、事業者としましては、今回の事例もそうですけれども、各車ごとに考えるという形になっておりますので、この判決が出たのが大分前ですので、それに沿って車も選べるものもあるとNHKの担当も言っておりましたけれども、オプション等でつける、つけないというところもあるかと思っておりますので、今後、買換えですとか、あるいは車検の点検ですとか、そういったところで撤去できるか、あるいは、つけずに購入するかというところで判断していきたいと思っております。

○塚本副委員長

最後に一つ確認で、では、仮にカーナビは内蔵していない車がオプションとしてあって、カーナビはつけません。職員とか庁舎が持っているスマホとかでカーナビの代用をしますというような場合は、それは契約の対象にならないということでしょうか。

○佐藤経理課長

あくまでもテレビの受信装置ということで、今回、受信料を払いますので、単純にカーナビであれば、スマホであっても同様だと思いますけれども、受信料は必要ないということになると思います。

○山本委員

説明ありがとうございました。本件は放送法にのっとりたお支払いだということで、理解しております。複数の自治体で同様なことが起こっていて、まさに見ていないで払っていると、自治体としては無駄な費用になってしまうということで、各自治体に共通した問題だと思うのですが、何か横の連携とかで国にこの法改正を求めるとか、そういった考えとか動きとかがあれば、お考えやその動向があれば、教えてください。

○佐藤経理課長

現状といたしましては、自治体は支払う義務があるという形になろうと思いますが、社会福祉施設ですとか学校等は個別に受信料が免除されているという状況でございます。また、今年の全国市長会でも、同様に話題になったり議論されたりしているという報道もありますので、今後とも状況を注視していきたいと考えております。

○山本委員

状況は理解いたしました。

東京都は本件に関してどれぐらい支払っているかというのをもし把握されていたら、教えてください。

○佐藤経理課長

東京都は、報道の内容ですけれども、518台対象になって約5,100万円お支払いすると聞いております。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。東京都も5,000万円と割と大きな金額を払っていると思いますし、基礎自治体として共通する、何でしょう、使っていないとすれば無駄な支払いになってくるので、都区部として、改正がなされるような取組は情報を注視しながら、そういった機会があるときは、ぜひ積極的に連携していただきたいと思います。要望であります。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(4) 「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施について

○石田（秀）委員長

次に、(4)「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

私からは、報告事項(4)「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施について、ご説明させていただきます。

資料と一緒にご覧いただければと思います。

1、策定目的は、この計画は、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例の基本理念の下、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に関する施策を推進するための計画になっております。

2、計画期間ですが、こちらは令和8年から12年の5か年の計画になっております。

計画の素案の策定までの経緯は、3にあるとおりです。令和6年にジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議を設置し、推進会議の中で計画について検討してまいりました。

推進計画のメンバーは、計画素案の88ページにあるとおりです。

4、計画（素案）についてですが、（1）計画の位置づけとしては、5ページに記載してございます。条例に基づき、男女共同参画のための品川区行動計画（第6次）に当たり、配偶者暴力対策基本計画、女性活躍推進計画、また今回から、困難女性支援基本計画を包含いたします。

（2）計画の体系図は資料の10ページにございます。4つの基本目標、14の施策、40の取組の方向性で構成されております。

計画の内容の前に、（3）の男女共同参画のための品川区行動計画（第5次）から新たに追加した項目は、新しいものとして記載させていただいております。NEWと計画の体系図には書いてあります。①ジェンダー主流化体制の推進、②困難な問題を抱える女性への支援、③性の多様性に関する相談体制の整備・支援④リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発・支援です。

素案の内容について、ポイントを絞って説明させていただきます。

計画の基礎となる条例については、2ページから4ページにその理念を記載しています。

計画の体系図の左、基本目標の下には、主に大きく関わってくる基本理念を示しています。

6ページ、計画の推進は、計画の目標ごとに指標を設け、推進会議での事業状況評価を毎年実施するとともに、区民や教育機関、事業者等と連携して進めてまいります。

7ページからは、計画の基本的な考え方であるジェンダー主流化、区民のウェルビーイング向上、SDGsへの取組、DE&Iなどの説明を記載しております。

12ページからは、計画の内容や実施事業等について記載しました。4つの基本目標ごとに、昨年の区民意識調査等の資料を一部掲載しながら、現状と課題、取組の方向性となる指標、取組に関する事業を掲載しております。

87ページからは資料を掲載しました。計画に関連する区の条例や宣言、関連法令、世界や国と品川

区の主な動きを記載しております。

138ページからは用語説明を掲載しました。新しい用語としては、ジェンダーやアンコンシャス・バイアス、ヤングケアラー、ピアサポートなどについて記載しております。

戻りまして、5、今後のスケジュールですが、パブリックコメント実施の期間は10月11日土曜日から11月10日の月曜日までになっております。広報しながわや区ホームページに記事を記載します。閲覧場所はジェンダー平等推進センター、区政資料コーナー、各地域センターです。いただいた意見を踏まえ、(2)、(3)にある推進会議での審議等を行い、(4)のとおり令和8年4月に区ホームページで公表いたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

計画策定ということで、本当に重要なものになっていくだろうなと思っています。この計画の策定に向けて、推進会議を、私も可能な限り傍聴はしているのですが、毎回、積極的な、大変活発な議論がされていて、本当に品川のジェンダーが前に進むなという感じが、会議を見ているのでも感じているのですが、それで、今回パブリックコメントということで、計画を策定していくためのパブリックコメントなので、多くの方からの意見がやはり必要になってくるだろうと思いますので、そして、すごくジェンダーは多岐にわたるので、やはりもう少し区民の皆さんの理解を広げるという観点からも、説明会をやっていただきたいというのは、各計画について様々、私たちは区民への説明というのは求めているのですが、やはりこれを機に、ジェンダーの部分でも説明会をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

推進計画について、パブリックコメントには多く皆さんにご意見をいただきたいと思っているところなのですが、特にご説明会というよりは、初日からSNS配信等で、パブリックコメントを実施していますというところを広く周知してまいりたいと思います。

○石田（ち）委員

ジェンダー講座に関しても、やはり興味関心がある人しか来ない、参加しない。やはりこういうパブコメも意見が出ないというところで、そういったところでは、区も様々もっと意見を、そして国民参加を、そして、政策を策定していくに当たっての住民参加というのを強めていこうとしていると思うのですよね。なので、前回報告があった防災の憲章をつくる際にも様々な工夫をされて、意見を多く寄せていただきたいということだと思うのですよね。

なので、こうした多岐にわたる、そして少し分かりづらい、そして、まだ理解もなかなか広がっていない分野に関しての計画策定についての意見を出すための説明会というのは、ぜひやっていただきたいと思います。なので、周知の仕方というのも様々な工夫もしていただきたいですし、より多くの意見を集めていただきたいと思います。

前回のジェンダー平等推進条例ができる際も、パブリックコメントでは、ジェンダーを攻撃するような意見も半数ぐらい寄せられてきたと思うのです。やはりそこを乗り越えてこの条例をつくって、さらにそれを具体化していく計画なわけですから、今回もそういった様々な攻撃する意見や反対意見等も出てくる可能性もあると思うのです。それでもこれを進めていくというところで区の姿勢を見せていくた

めにも、そうした積極的な対応が必要だと思っていますので、説明会の実施を改めて求めておきたいと思っています。

それで、このパブリックコメントということですが、策定のための計画推進会議もやられている中で、委員の皆さんからの積極的な意見は出されていると思うのですが、これを進めていく上での区としての課題といいますか、もう少しこういう部分が必要なのではないかみたいなのが、今見えている部分で何かあれば、教えていただきたい。それを具体化させる計画ということなのですが、そういう中でも少し困難があるとか、そういう部分があれば伺いたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

委員から言われたのは、困難な件が、これから進めていく上でどのぐらいあるのかという話だと思いますけれども、今、世界的にこういったジェンダーに反するようなことですか、先ほど説明の中にあったDE&Iなどに関することについては、世界的にバックラッシュというか、たたかれているというような状況、困難になっている状況があります。

推進会議の中でも委員さんたちの中からも、進めていく上で、進めていかなければならないのだけれども、進め方については、かなり頑張っていかなければいけないというようなご意見をいただいていたので、その件で今回、区としては大きくジェンダー主流化というところを打ち出しておりますので、全てのものに対してジェンダー主流化、ジェンダーについて考えて、固定的性別役割分担ですとか性別に関する偏見等がないような状態で、全ての事業を執り行っていく必要があるというところを打ち出していくところになっております。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。本当に世界的にバックラッシュがあるというところでは、日本にもすごくそういうジェンダーフリーやLGBTは要らないという声も本当に出てきてしまっているの、そういったところへの対応もしつつ進めていくというのは、本当に大変だと思うのですよね。とはいえ、多くの方がこれを理解して進めていこうという立場に立っていくことが、そうしたバックラッシュをはねのける大きな力になると思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいですし、そのためのパブリックコメントだと思っていますので、改めて説明会等も少し要望しながら、進めていただきたいと思っています。

○西本委員

非常にこれは気になる場所があって、品川区は男女平等ということで取り組んでいるというのは分かっています。理解もしています。なのですが、世の中の動きというのがかなり変わってきているなという思いがあるのです。そういった場合に、この女性に活躍支援という項目があって、そこが気になる。なぜかという、今、女性だ、男性だというくくりというのはなかなかなくなってきていて、全ての人を対象にというふうな状況にもかかわらず、女性の活躍というところが、少し比重的に多過ぎないかという感じがするのです。もう既にできているところも多々あるのかなという思いがあって、逆に男性のほうがやりにくいということもできている部分があるので、この比重が時代によって変わってくる。

もちろん数年前からすると、女性の活躍の場というのはなかなか開けない。だから品川は、女性起業を取り立てて、いろいろなサポートをしてきたという経緯があるのですが、今はどうなのかな。もう少し認識が、まだまだと言いつつも、でも、私は大分進んできているところがあるのではないかと感じているので、もう少し先を見通した内容でもよかったのではないかと感じるのが1点と、また、子育て支援ということでいろいろと一覧もありますけれども、父親の子育て応援支援というのはまだまだ足りな

いところがあるかと思っているのですが、女性とワークバランスというところで言うと、非常に難しい時期に来ているのではないかと思いますのですね。

子育て支援とは何だろうかといったときに、やはり親が子どもをしっかり見てほしいというのがあるのですよ。だけど、それに対して品川区の施策を見ると、そうなっているのだろうか。そうなっていない部分も多々できてはいませんかという、非常に心配する部分を私は感じております。なので、表現の仕方もあるのですが、このまとめたものについても、まず、もう少し先を見通した内容でもいいのかなと。男女ということも入れなくてもいいぐらい、ジェンダーというのは、国も様々なものが出てきてしまっているの、少し分かりにくくなっているというのもあるのですね。

なので、少し表現の仕方が難しいのですが、女性というばかりでない世の中になってきているのではないかなと思いますので、その点と、それから、子育て支援といったときに、男女平等という中でやり過ぎてしまうと、親として、古いと言われるかもしれないですが、母親として、そういう役割というのが少しおろそかになってはいないかと。古いよと言われるかもしれませんが、そういうのが少し気になるので、そこも少し入れていただきたいというのがあります。そこら辺は、今、入れろというわけにいかないと思うので、これから進める上で、その2点についてどう考えられるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

今、2点伺ったところですが、1つ目の、先を見通したというところですけども、今回の計画から5年の計画にしております。これは、時代の流れについていけるようにというところで、その前のマイセルフ品川プランは10年の計画だったのですけれども、5年の計画に変更して策定をしていきますし、今後、毎年、前年度の事業状況評価をする中で、確認をしていくような形になるのかなと思っております。女性活躍支援につきましては、そうですね、いまだに賃金の格差があったり、女性の活躍というところで、まだ固定的性別役割分担などの意識が、特に世代間による理解の差みたいなものもありますので、引き続き広くそういうものを周知していくとともに、より若い世代に向けても活躍できるというところをお知らせしながら、進めていくところが必要なのかなと考えております。

2つ目の子育て支援につきましては、今回、子育て支援の中に、幾つか父親向けの教室ですとか、そういうものも入っておりますけれども、今後は、両親ともに子育てしていける状態をつくるというところが必要になってくるかと思っておりますので、今回の計画は、条例もそうですけれども、事業者とも共に歩んでいけたらという形で策定する予定になっておりますので、こちらの計画についても事業者等に周知しながら、区内の事業者等と連携して進めていければと思っております。

○西本委員

ありがとうございます。5年ごとに見直しをする、世の中の動き、考え方の変化というのが出てくるので5年、私は、5年でも長いかなというぐらい世の中はすごい進んでいると感じているので、その時々に見直しを図って、内容を充実、実際、将来も見据えた形の内容にぜひ改定をしていただきたいと思います。

それから、子育てですが、確かに父親、母親というのがあって、シングルの方もいらっしゃるという、いろいろな家庭がある中で、やはり、シングルは別にしても、お父さん、お母さんがいる中で役割分担というのはあると思うのですよ。それは、育児の、そういう物理的なところというのは当然、お互いに協力し合いながらというところはあるかと思うのですが、でも、母親として、父親としてという役割というのがあると思うので、そこが何か最近言われなくなってきたがために、主張する方が増えてき

ているような気がします。私も働いているのだからとか、男性も働いているのだからといって、子どもが、今、「こどもどもんな政策」と言っているにもかかわらず、自分たちの主張が激しくなっている部分もあるので、そうではなくて、やはり父親の役割、母親の役割というものもある程度見直していかないと、一つの家族というくりというか、全部母親がやれとかではないのですよ。それは家庭の中でいろいろやりくりしてもらえばいい話なのです。だけど、子どもにとって必要なことはしっかり警鐘していかなければ、啓蒙していかないと、子ども置き去りとなりがちで、ジェンダー平等というところのほうにも影響してしまうような気がして、非常に私は心配しております。

なので、そこは今後、考え方に入れていただきたいと思いますので、これはいろいろな考えがあるかと思うので意見だけにしておきますけれども、ぜひ子どもを真ん中にするというのはどういうことなのか、子育て支援というのはどういうことなのかということも含めて進めていただきたいと思います、要望をしておきたいと思います。

○須貝委員

今、ジェンダー平等ということですが、どういう方向に、性別にかかわらず全ての人が同じ責任、権利、機会を持ち、対等に意思決定に参加できる社会を目指す考え方、本当にそのとおりで、まだまだ世界では女性が虐げられていることがすごく多くて、人身の取引や女性や女兒の性的な問題とか、あとは早期結婚の慣習とか、女性の発言力や機会が不十分、妊娠を望まない女性への配慮とか様々あって、こういうことに取り組んでいくということは非常に大事だと、私も思います。

ただ、何か逆に、一生懸命こういうふうに行われている中で、世の中が逆行しているというか、本当に今や学校においても、幼児、生徒に対する性的な嫌がらせとか、若者、中高年、それから高齢者もそうですが、様々な事件が逆に多発しているということを考えると、では何が根本的に大事なのかと、非常に自分なりに思ってしまうのですが、生活的な安定基盤とか仕事、人付き合い、そういう生活環境が、生きていくための基本的な条件がなかなか安定しないと、難しいのかな。

ジェンダー平等というのは、もう皆さん、気持ちとしては分かっている。だけど、日々のやはり生活に追われる中で、でも、虐待だ、いじめだ、性暴力だ、ヤングケアラーだと、事件は逆にどんどん増えているというのを見ると、本当に何か痛ましいなと思います。

ですが、区としてできる限りこういうことをどんどん進めていってほしいのと、あとは、今度、基本的な生活に困る人たちの何とか救済できるような、社会が安定するような施策を自治体として、国が本当は頑張らなければいけないのですが、駄目ならば区としてできる限りのことを私は推進して、こういうジェンダー平等というのを推進して、また取り組んでいっていただきたいと思います。

これだけの膨大な資料で、これだけの問題があるという中で、では、どうすればいいというのが、ほとんどの区民の方、私自身もそう思うのですが、ここまで多種多様にわたって問題点があるというのは本当に大変なことだと思いますので、行政としてできる限りのことを、私はやっていただきたいと思います。意見だけです。

○山本委員

説明ありがとうございました。ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会をつくるために、この計画策定はすごい重要な取組だと考えています。

今回、5年の計画で、各項目で目標設定して、各年度で進捗確認をすることで理解いたしました。それぞれの項目の目標設定を細かく把握できているわけではないのですが、こういった姿勢というのはすごく評価しておりまして、目標値、この計画では5年後が示されているのですが、単年度

の目標は、これには表記されていないものも、区としては設定していかれるのでしょうかというところ
です。

あと、サイドブックスの14ページ、計画素案の6ページで、毎年度、事業と計画を評価していく
ということで書いてあって、これはPDCAをしっかりと回していかれると、こういったところもすごく
いいと思うのですが、区のホームページで公表するということで、これはそれぞれの指標に基づ
いて、結構細かく公表されていくということでもいいのかというのを、今の考えをお聞かせください。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

1点目の件につきましては、こちらは計画になりますので、目標値は5年後の数値を掲載しておりま
す。ただ、今回から、指標につきましては、前の計画よりもかなり多く指標自体を設定しておりまして、
これにつきましては、毎年の目標というよりは、毎年の結果をもって毎年評価をしていこうというところ
で、考えているところでございます。

○山本委員

ホームページで全部こういうものを、項目ごとに発表していくのでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

ホームページにこちらの資料を掲載いたしますので、こちらを見ていただいて、パブリックコメント
をいただくような形で考えております。

○山本委員

先ほどの2つ目の質問の主旨は、単年度ごとに事業、計画の評価を実施し、区ホームページにて公表
しますと書いてありますので、毎年、事業評価をした後、その評価した内容をホームページに公表する
ということだと理解しているのですが、その載せ方のところで、今回もご答弁いただいたように、
かなり細かくそれぞれの分野で指標を設定されているので、全項目について発表されるということなの
かどうかというのが知りたかった。そうしていただきたい、見える化、進捗が分かるようにしていただ
きたいという意味も込めての質問であるのですが、そういったところになります。

あと、追加での質問になりますけれども、サイドブックス21ページ、素案の計画の13ページです
けれども、取組の方向性というところの中で、I－(1)－7とI－(1)－8で、それぞれ条例の認
知度や人権尊重都市品川宣言の認知度というのを高めるということで、現況のパーセンテージから目標
のパーセンテージまでを設定されていて、こういうふう認知を高めいくというのはすごい大事だと思
っているのですが、この指標のところに括弧書きで、人権・ジェンダー平等に関わる意識調査、
5年ごとの実施ということで、5年ごとに実施の中でこれを確認するということなのかなと、見て思っ
たのですが、そうすると、5年後に取るまでは、単年度での状況とかは把握しにくいのかなと思
っておりまして、それこそ認知を高めるのはすごく大事なことだと思うので、このあたり、どのよう
に計画の進捗を把握される予定なのかというのは、併せて確認させていただければと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

最初のご質問につきましては、毎年、推進状況評価を委員の方々にしていただいて、その結果をまと
めてホームページに掲載いたします。指標については、できるだけ分かるものについて掲載をしていく
つもりでございます。今のところまだ体裁は未定です。

2つ目のところで、条例と宣言のものにつきましては、こちらは人権・ジェンダー平等に係る意識調
査、今回、令和6年に実施しておりまして、5年ごとに実施をすることになっておりますので、この
5年間の数値については、正確なものについては分からないというところになります。ただ、5年後に

向けて、条例と宣言の周知に努めてまいります。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。

まず1つ目の、単年度の事業の評価については、評価を得たものを公表するということでしたけれども、やはりそれぞれの指標でどのような状況になっているかというのを分かりやすく説明していただくことが、区民の理解や認知の向上や、そういった社会を醸成するためにすごく大事な取組だと思いますので、指標ごとの進捗が分かり、ご報告いただきたいということで要望させています。

2つ目の点で、認知度ですけれども、5年ごとに実施するもので、次のタイミング、5年後で取って判断しますということだと、それぞれ単年度で、この認知度を高める取組がうまくいっているのかどうかというのが把握しにくいのかなと思いますので、そこは、目標としてこういうふうに設定されるのはいいいと思うのですけれども、自主的に認知が高まっているかどうかを確認できる取組を、別途していただくのがいいのではないかと考えております。

先日の一般質問でも例に出させていただいたところではあるのですけれども、渋谷区では、LINE公式アカウントでこういったテーマ、様々なテーマで選択式の簡単なアンケートを実施しているんですね。渋谷区で今年の1月15日から1月21日の期間で、このジェンダー平等に関する意識調査を実施してまして、約3,700人がアンケートに回答してまして、こういった取組が「進んでいる」とか「どちらかといえば進んでいる」という割合が大体50%ぐらいな感じで、簡単に確認ができていますね。区内在住者のデータも9割ぐらいということで、データとして分かるようになっているのです。

これは、年何回か、テーマごとにいろいろ取っていつているのですけれども、ちなみに2023年にも渋谷区は取ってまして、この4月頃に取りつているのですけれども、そのときも3,000人ぐらいが参加していて、先ほど申し上げた「進んでいる」、「どちらかといえば進んでいる」の割合は40%強だったのですね。この2年で10%弱ぐらい、こうやって横串で見ると進んでいるというのが確認できたりもしますので、こういったやり方は一例なののですけれども、やはり意識調査が5年に1回ということと言うと、それまでに取り組むもの、それぞれ認知を高めるために取り組まれると思いますけれど、そのラップが少し分からないところがありますので、ぜひその取組が客観的に正しいとか進んでいると分かるようなやり方をご検討いただき、実施していただきたいと考えております。

現在、品川区ではしなトークでやられていて、先ほどほかの委員からも話がありましたけれども、今回、第1回は防災ということですが、年2回ということですが、慣れてきたら回数を増やして、こういったテーマでもご活用いただきたいですし、しなトーク、前回の昨年度の時点では80件ぐらいでしたし、今回も100件程度、取りあえずは目標とされているとお聞きしていますが、やはりもう少し多くの方々の意見を集めていくことが必要だと思いますので、併せて、しなトークに限らず、多くの声を集められるような仕組みのご検討もお願いしたいと考えております。

それに関してのご意見を伺いたいというのが1つと、あと、多くの方々にこの計画について知っていただくことがいいと思うのですけれども、区民の皆様はこの計画を、概要版とか、そういうふうに周知していくときに、何か分かりやすく説明していく手法とかお考え、概要版とかを作つて説明していくご予定とかがあれば、教えていただければと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

1つ目の件につきましては、渋谷区もそうなののですけれども、ほかの事例等を勉強して、確認をして

いきたいと思います。

2つ目の、計画を知ってもらうことが必要ですということになっているのですけれども、もちろんやる内容について広く区民の方々にご協力をいただかないと、この計画自体は進められませんので、こちらについては、SNSも含めて広く周知に努めていきたいと考えています。

○山本委員

ご答弁ありがとうございました。ぜひお願いします。

2つ目の点、SNS等を通じて周知を進めていただきたいのですが、計画自体が150ページぐらいで結構量が多いものですから、区民の方に少しエッセンスを分かりやすく凝縮してお伝えいただくようなこともご検討いただければ、概要版とか、簡単に分かりやすく説明するということについても、ご検討いただければと思います。要望で終わります。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(5) 令和6年度マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～推進状況評価の報告について

○石田（秀）委員長

次に、(5)令和6年度マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～推進状況評価の報告についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

私からは、令和6年度マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～の推進状況評価の報告について、ご説明させていただきます。

1、概要についてです。区は、平成31年にマイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～を策定し、実施してまいりました。この計画は、男女共同参画のための品川区行動計画（第5次）に、品川区配偶者暴力対策基本計画および品川区女性活躍推進計画を包含しているものになります。

こちらの状況評価報告書は、令和6年度に策定した品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例に基づき、令和6年度の推進状況評価を推進会議において実施し、評価、意見聴取を行って、報告書としてまとめたものになります。

2、令和6年度推進状況評価実施の経緯につきましては、こちらにあるとおりです。3回の会議で検討を実施しました。

続きまして、資料の状況評価報告書をご覧ください。

1ページにある1が計画の説明になります。マイセルフ品川プランは、平成31年に策定し、先ほどの3つの計画を重ねてつくったものになります。第5次の計画から女性活躍推進計画を包含するようになりました。

計画の体系は、2ページと3ページになります。第4次計画から新たに追加した項目をNEW、重点項目を重点と記載しております。

4ページからが推進状況評価の結果になっております。評価は、基本目標ごとに指針となる数値目標に対する目標と実績、数値目標に対する評価および課題、目標における課題と数値、令和6年度の主な施策取組状況、取組内容の評価および課題、推進会議による評価によって構成されております。

ポイントを絞ってご説明させていただきます。

基本目標Ⅰ、人権が尊重されるまちしながわの実現につきましては、男は仕事、女は家庭という性的役割分担意識に関する質問について、「そうは思わない」は70%近くありますが、どちらとも言えないが25%いらっしゃいます。

また、性的マイノリティや外国人等の共生社会の理解、相談事業、こころの健康づくりの支援としてユースヘルスケアしながわほけんしつ、SNSカウンセリング相談を実施しております。

推進会議の評価としては、いろいろな相談の日時を工夫して実施しているのは評価できる、今後は広く周知を進めてほしい、関心がない人にどう啓発していくか、人権全般の課題である、生涯を通じた健康づくり支援はあらゆる世代に必要で、全てのジェンダーが理解し、情報提供があることが必要であり、また、互いの性と健康について理解し合える機会があるとよいという評価が出ております。

基本目標Ⅱ、あらゆる暴力の根絶に関しては、配偶者暴力対策基本計画が基になっております。デートDVという言葉の認知度が女性と男性で差があること、DVの認知度は8割以上なのに、デートDVの周知があまり進んでいないことについてご意見を承っております。また、同時に、若年層への意識啓発や教育に取り組むとともに、相談機能を充実させ、適切な相談機関につなぐように支援しているような活動については、評価をいただいております。

推進会議の評価としては、若年層への周知、啓発は増やしていく必要があるという評価をいただきました。

基本目標Ⅲ、女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進につきましては、女性活躍推進計画が基盤となっております。職場は男女平等であると考えていることについても、男性と女性で平等意識に差があることが分かりました。また、就業や起業・創業を希望する女性への継続した支援と、働きやすい環境づくりについて実施しており、今後も継続して行う必要があるとされております。また、女性も男性も子育てや介護をしやすいための支援や、地域の支援体制整備強化が必要となっております。

推進会議の評価としては、様々な人の様々なワーク・ライフ・バランスが必要で、そちらについては、今後も取組を実施していく必要があるというふうになりました。

基本目標Ⅳ、男女共同参画のまちづくりの推進に関しては、女性委員等の割合は上昇しておりますが、目標にはまだ届いておりません。引き続き様々な登用、多様な視点を反映していくようにしていく必要があります。防災ハンドブック等に多様な視点や女性の参画について記載しております。幅広い年代が地域活動に参加しやすい環境づくりや、防災まちづくり分野をはじめ、政策、方針決定の場への女性参画を進めていくことが重要であるという話が出ました。

推進会議の評価としては、防災分野でトイレトラック導入など、先駆的な取組をしていることについて評価をしていただきました。また、全体的に、なぜジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するとよいのかというのを啓発していき、ムードづくりが必要であるという評価をいただいております。

こちらの評価について、報告書にまとめたものになります。

委員会の資料に戻りまして、3、こちらの報告書は、10月に区ホームページで公表する予定です。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑がございましたら、ご発言願います。

先ほどの質問と重ならないようにお願いします。よろしくお願いします。

○石田（ち）委員

今、マイセルフ品川プランの推進状況評価報告書ということで、この推進状況評価報告書ですが、今後、さっき説明いただいたジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画が策定された後というのは、このマイセルフ品川プランというのが一緒に……。

○石田（秀）委員長

移行されるのかどうかと聞きたいのだろう。

○石田（ち）委員

そう、移行されるのかと、整合性、どういうふうになっていくのか、お聞きしたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

委員お尋ねのところは、今後、この新しい計画が策定された後、年来年4月以降に、同じような状況評価報告書が上がるのかということだと思いますけれども、こちらについては毎年実施をしております。今回のものは昨年の評価になりますので、現在実施しているというか、令和6年に実施していたマイセルフ品川プランについて評価をしたものになります。

○石田（秀）委員長

だから、それはいいのだけれども、今度、さっきのに移行されると、このマイセルフは、さっきのジェンダー平等のほうに移行されていくのですかと。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

はい、移行していきます。

○石田（秀）委員長

そうだ。それでいいのだ。そういうこと。

○石田（ち）委員

分かりました。そうすると、今回は令和6年度のマイセルフ品川プランの推進状況評価報告書、そうすると、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画が策定されて、令和7年度の評価ということになると、もうこのマイセルフ品川プランという言い方ではなくなる。そういう推進状況評価報告書、先ほど毎年出すとおっしゃっていたので、これも今回そういう感じで出ているのかなと思うのですが、マイセルフ品川プランという名前の計画、プランというのはなくなっていくということでもいいのですか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

多分、名前のことについてですが、マイセルフ品川プランというのは愛称というか、そういう形でつけられたものになります。現在、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画については、愛称をつけるかどうかも含めて検討中ということになりますので、今のところはまだ未定になっております。

あとは、令和7年度についてということなのですが、新しい計画は令和8年から実施ということになりますので、ただ、評価方法ですとか内容については今後検討していくところにはなりますけれども、今のところは、令和8年の評価報告書から、新しい計画の評価をしていくという形になっております。

○石田（秀）委員長

ほかに。いいよな、もう同じだから。

○須貝委員

言うべきか言わぬべきか少し迷ったのですが、すごく、こういうふうには誰もが自分らしく、「区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い」とありますが、これ、課長の説明で、まとめられたことには敬意を表しますが、区の企画経営部長、こういうのをどう思うのですか。実現できるのですか。

それで、今日、女性の理事者の方もいらっしゃいますが、女性がそれをできるのかな。実際見ていると、若い人に話を聞くと、お子さんは1人しか持てないと、なぜなら一緒に夫婦で働いていくには、やはり無理だと。でも、近くにお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんがいれば、それは可能だけど。では、子どもを預ければいいのかと。そういう単純なものではなくて、やはりそばに本当に肉親がいれば、親族がいればまだいいけれども、なかなか女性が、どうなのですか、子どもが生まれたらということを考えると、まだまだ大変な状況ですし、今、子どもの出生率も減っているということを考えると、現実論、数字は数字で出ているのですが、本当にこういう世界になってほしいのですが、でも、それを平然と企画経営部長なりが許可して、この方向で行くのだということでこれを出しているのですが、実際、実現できるのですか。

できないものを、いや、紙に書いて啓蒙するには、それはそれでいいのかもしれない、一つとして。でも、ほとんどの方が、私が見る限り可能性はかなり低いと思うのです。というのは、やはり皆さん、先ほども申し上げましたように日常生活に追われて、日々どうやって食べていくのか、社会に出れば教育格差から所得格差、生活格差がある。住むところもなかなか自分の希望どおりにはいかない。通勤するにも、なかなか通勤場所まで遠い、近い、様々なところがある。

自治体として、こういうことを掲げるのはいいのかもしれないのですが、いや、これを実現するのだと言うならば、私はもうそれはすばらしい、企画経営部長はさすがだと思うのですが、その辺、少しご見解は聞かせていただけますか。どうなのですか。

○柏原区長室長

今回示させていただいた報告の部分については、これまでやってきたことの総論ということで出させていただきました。この前で報告させていただいた新しい計画の部分について、区が目指すことについて、改めて新しい内容も含めながら、条例が出来上がりましたので、これを基本としてやっていくのだという、まず区の基本姿勢を示させて、それを実際行動でどうやっていくのだというのが、この推進計画になります。

委員がおっしゃっていただいた、無理なのではないかというところのお話はあったのですが、この推進計画は、今まで以上に全庁の中でこういうことを推進するのだということで、全庁横断的な内容をより多く含めさせていただきました。ということで、その推進体制というものを、最初から諦めるということではなくて、こういう世の中を実現するのだということを全庁に呼びかけて、区全体として、今回、推進計画委員の中にも産業界の方であるとか、いろいろな方にも入っていただいてご意見をいただいていますので、こういった目標を出させていただいて、それに向かって努力していくのだと。最初からもうこれは無理だということではなくて、こういう世の中を品川区はつくっていくのだというのをお示したところでありますので、決して最初からできないものをつくっているというよりは、こういう世の中を目指したいという大きな区としての思いを出させていただいたというところで、ご理解いただければと思います。

○須貝委員

課長からこういう報告書が出るではないですか、区でまとめて。これを見れば見るほど、こんなにた

くさん問題があるのだと。男性も女性も、それから母子家庭の方、子どもさんも。そうすると、毎回毎回まとめられると、私はどんどん報告書の枚数が増えていると思うのです。こんなにできるなら、行政として掲げるのはいいのかもしれないですが、それだったら1人でも2人でも、区民を何か助けられる、支援できるような、私はそういう方向にやはりもっと力を……。いや、そっちはそっちでやっているのだというのも分かりますが、ここにせつかく多くの優秀な職員の方がいて、何かをやるなら、1人でも2人でもやはり助けられる方向性を考えたほうが、私はすごくいいような気がいたします。

でも、ここで今、これはこれで悪いことではないのですが、一応私としての考え方は、ここでしっかり述べさせていただきたいと思います。議論はしません。

○西本委員

報告事項の(4)と(5)ですが、これが統合されると今聞いたので分かったのですが、この平等の(4)をやるといったときに、「あ、仕事を二重でやっている」と思ったのですよ。だってこれ、マイセルフというのは前からやっていることだし、それをやって、急にこのジェンダー平等のほうをやるというふうに聞いて、いや、同じことをやっているのではないのとすごく思って、結局は統合するという話になって、では、そうなったのだらうなと思うのですが、何か今までの区の報告の前に、二重にやっている仕事が結構多くあって、その中の一つだと私は思っていたのです。なので、そういう感覚だったのですが、それは違いますか。

今回は統合するという形になるのですが、私は急に何かジェンダーというのが出てきて、マイセルフのほうは前々からやっていたではないですか。だから、マイセルフが発展的というのであればいいのですが、分からないではないのですが、急激にジェンダーのほうが始まるとなって、それを、結局は統合になることをやるということは、何か取っかかりが逆なのではないかと思っているのですが、どうなのですか。そうではないのですか。二重でやっていたことになりませんか、これ。どうなのですか。私はそういう感覚を持っていたのですが、そうではないのであれば、そうではないと言ってもらえればそれでいいです。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

委員のおっしゃっているところの二重になるのではというところに関してですけれどマイセルフ品川プランから、次の品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画になるという形になりますので、二重になるというところは、引き継がれるところはもちろんありますし、いろいろな法律を包含しているものになりますので、こちらの内容は引き続きやっていくところも多いかと思いますが、二重になるということは考えていないです。

○西本委員

説明しづらいのですが、要は、品川区は男女平等も含めて、それは昔からやっているのですよ。前から取り組んでいます。それは評価しています。それでやっていくということで、それで、本来は、このジェンダー平等の計画とかを出すときに、こっちになっていくよという説明をきちんとしていただければ、品川区のいろいろな事業の中に、全ての基礎となる1本こういう柱があつてというのは分からないのですか。今、それぞれの素案が出てきたり、それで、推進状況の評価当が出てきたりという形になってくると、結局は二重で仕事をやっていたのかという話に、私は思ってしまうのですよね。

だから、発展的にこっちに行くよという説明あればいいのだけれども、今聞いたから分かりましたよ。今は分かりますよ。だけど、去年、いつだったか、これを始めようとしたときの説明がそうではなかったと思うので、私は、二重で仕事をやっているのではないの、やるのだったら何で初めから統合して

やっていかないのかなと、非常に疑問になった事業の一つなのですね。

そういう認識なく、結果的に統合という形になったということなら別に構わないですが、そういう意識はなかったということですよね、当時、始めた当初。それは(4)のほうに関わってくるのですが、それは全然、そっちは両方同時にスタートしているのだと思う。こっちはずっと前からやっていて、いきなりこっちに平等と出てきて、何か並列でやってきて、だから同じことやっているのではないの、結局同じことをやるのなら、スタートの段階から一つにまとめてやっていけばよかったのではないのと。それぞれの報告とか、それから計画が出てきたりするので、それで、結局最終的には統合するよという話になっているので、結果的には一緒に別がいいのだけれども、スタートのときからそうすればよかったのではないのですかという話。分かりますか。

○石田（秀）委員長

今、そうではないと答えたのだよ。そうでないと答えたのでしょう。

○西本委員

私は、そうは取れていないよという意見です。

○石田（秀）委員長

意見でいいのでしょうか。

○西本委員

はい、意見という形で。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、以上で本件および報告事項を終了いたします。

5 その他

(1) 所管質問について

○石田（秀）委員長

予定表の順序を入れ替え、予定表5、その他を議題に供します。

初めに、(1)所管質問についてを議題に供します。

一昨日の委員会において西本委員より、本定例会の一般質問に係る所管質問の申出が2件ございました。

1点目は、田中たけし議員の一般質問の、二代表制についてに関する項目に関連して、情報提供の在り方でございます。

2点目は、西村直子議員の一般質問の、職員がより働きやすい職場環境についてに関する項目に関連して、ハラスメントにおける外部相談窓口の相談件数等の活用状況についてでございます。

進め方でございますが、初めに田中たけし議員の一般質問、二代表制についてに関する質問および理事者の答弁等を行い、その後、西村直子議員の一般質問、職員がより働きやすい職場環境についての質問および理事者の答弁等を行っていききたいと思います。

これより所管質問を行います。申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本会議の質問の繰り返しにならない形で、改めまして質問をお願いいたします。

それでは、西本委員、田中たけし議員の一般質問の二代表制についてに係る質問を、改めてお願い

いたします。

○西本委員

田中たけし議員の二元代表制のところでの質疑の中で、これは予算なのですから、説明が違うのではないかということに対して、答弁は、目的が違うのでということの説明がありました。それはそれで納得はしています。ただ、私としての問題は、マスコミとの情報開示に対して、どこの時点が情報開示の起点なのだろうというのを確認したい。これは何回も確認している部分だと思いますが、改めて確認したいのがあります。どこを起点とするのか。区長のプレス発表が起点だと思うのですが、それを予算のときに動議をかけて議論した。それで、議論してもかかわらず、第2回定例会のときの補正予算の発表でも、発表と同時に、朝日新聞のデジタル配信をしているのですよ。そのときにはまだ区長は発表していないのですよ。ということは、では、どこが起点になるのかということをまず確認したいのが1つです。

それから、もう一つは、審議上、予算に関してはそれぞれの会派、無所属議員はまとめてという形で説明をいただいています。そして、各委員会に関することで事前に情報が必要な場合に、各所管の担当課長からそれぞれ説明を受けている。これはやっています。でも、そのほかの中で、新規事業の事前の説明というのが、大会派のみというケースがあるのですね。例えば自民党、公明党、しながわ未来の方々には説明をするけれども、小会派、無所属の議員には説明をしないという慣例的なところがあります。これは昔からしています。これはおかしいと思います。

情報提供という、二元代表制と考えれば、議員は皆同じ立場であります。会派が大きい、少ないにかかわらず議員は同じ立場であるのだから、あそこの会派に言って個人的には言わないとか、小会派には言わないとか、そういう差別的なことはやめていただきたいという、これは要望も含めて、そのお考えを確認させていただきたいということで、この2つをお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長

私から一言だけ。西本委員もよくご存じだと思うけれども、田中たけし議員の一般質問は、区長がプレス発表をするのだけれども、そのときにマスコミに対しても非常に細かく様々説明をしているけれども、議会にはその前に説明があるけれども、あそこまで細かく説明をしていないと。それは二元代表制の中でおかしいのではないのかという話だったと、私は理解をしています。

その答弁のことは、私は、目的が違うのでと言ったのかどうか、その細かいことまでは覚えていないけれども、今そうおっしゃったからそうだったのかもしれないけれども、今、そこは必ず大切なことだと思っていたので、それは理事者の方にもご答弁はいただきたい。もう一回改めていただきたいのと、ただ、オープンにしていい時間というのは、西本委員もこれまで、先ほども自分でも何回も質問をやっているということなので、それは本当に答弁ももう出切っているぐらい何回もやっているのです、そこは答えいただくけれども、この場でそれをもう一回行ったり来たりの議論はないと思っているのですね。オープンの時間の話というのは、これは所管質問だから……。

〔「所管ですよ」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

一般質問で田中たけし議員が言っていたのは、そこだから。全然オープンの時間の話はしていないと思うのだよな。関連しているからといって何でもありとは、私は思っていないので、そこは踏まえていただきたいのと、もう1点、大会派に説明に行くというのは、行政側の判断でやっていることであって、行政側がどういう判断をするかというのは大きな話になる。

例えば、では、予算の説明でも何でも、別に議員に説明しなくてもいいのかみたいなことがあるけれども、それは行政側の判断として大会派順になっているけれども、あとは予算だって、無所属の方にもきちんと集まっていたいて説明している。これは行政側がやっていることであって、議会側が議会の中でそれはおかしいよ、もう少しこういうふうにやってよというのは、行政に問う話と違うと思っているの。それは不公平だというのであれば、それは議会の中で、議会運営委員会の中でこういうことをやって、それだったら、大会派だけに言っているのはおかしいから、無所属にもそういう説明をきちんとやろうというのは、お互いこうやって話していこうというのは、議会でまず意見をまとめてから話をしないと、ここでやる話ではないと私は思っているの、それも踏まえて答弁をしてください。

○加島財政課長

では、改めまして、本会議でご答弁した内容をお伝えさせていただければと思います。

田中たけし議員にご質問いただいた二元代表制に関するご質問の1項目、予算案の説明につきましては、新年度予算案の議会説明についてお答えを申し上げたものでございます。

議会説明とプレス発表につきましては、目的、意義が異なることから、従前よりそれに合わせた資料を作成して、ご説明を申し上げてまいりました。議決機関でございます議会に対しまして、予算特別委員会での審査を深めていただくことを目的として、一般会計・特別会計歳入歳出予算のフレームをはじめとして、新規、レベルアップの事業を中心に、各款予算案を詳細かつ網羅的にご説明させていただいております。対しましてプレス発表につきましては、一般的に注目、関心が高い施策をピックアップいたしまして、新聞やテレビなどのマスメディアを通じて、区政の目指す方向性を広く知っていただくことを狙いとしているものでございます。そのため、資料につきましては、ただいま申し上げたような趣旨に沿った形で構成をしておりますけれども、今後、より一層丁寧な説明には努めてまいりたいと考えております。

○與那嶺戦略広報課長

メディア等への予算案の説明機会、報告のタイミングと申しますか、こちらについてのご質問がございました。まず、予算案の発表の前に、区から各議員の方に対してもご説明をさせていただいているところでございまして、現在につきましては、その情報提供といいますか、説明の取扱いについて、特に口外禁止であるとか、そういったところにはなっていないという形でございます。区といたしましては、しっかりと区の目玉施策を取り上げていただくために、プレス発表等は大きくPRしていきたいというところはあるのですけれども、そこを目指してこちらの準備はしているところでございますが、取扱いについては、各議員の皆様の中で責任を持って対応していただきたいというところでございます。

○藤村総務課長

私からは、議案等の説明ですとか新事業の事前説明というところについてのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、どういった方法でどういった対象にどういった形でご説明申し上げるということにつきましては、慣例というわけではなくて、当該案件の状況ですとか、その時々を取り巻く状況というところを総合的に勘案させていただいて、行っているところでございます。

○西本委員

一般質問に対する答弁は、私も確認を取っているの、理解はしております。だから、先ほども言いました、理解をしますと。その上で、先ほどの答弁がよく分からないのですが、確認ですけれども、なぜか、議会側の、議員側の采配に任せるというようなことをおっしゃいましたよね、今。それはどうい

意味なのでしょうか。予算のときは、私は言わせていただきました。口外しないようにということをごんざん言われたのに、新聞報道が先になってしまった、おかしいのではないかとこの動議もかけさせていただきましたが、それを受けて、議員の行動次第というのはどういう意味なのですか。まずそこを教えてください。

それから、新規事業の説明というのは、確かに委員長が言うように議会運営委員会にかかわる内容だと思いますが、こちらからも議会運営委員会に申立てはしますけれども、皆様方をお願いしたいのは、議員は一人一人尊重されるべきものです。もちろん会派という構図があつて、それは運営上、便宜を図るということもあるでしょう。それから意見をまとめるとか、いろいろな意味があると思いますが、ただ、忘れないでほしいのは、議員というのは全てが区民の皆様から選ばれた、同じレベルの人なので、よ、会派を組もうと、会派を組むまいと。それを間違えないようにしていただきたい。

これについてはまた別途、議会運営委員会に要望を出させていただきますけれども、仮に今までも慣例的に、ほかの会派にも説明しなくていいような、そういう認識をお持ちの方がいるのだとすれば、それは大間違いだということで、改善するように私なりに言っていきたいと思います。

まず、先ほどの答弁をもう少し説明していただけますか。

○與那嶺戦略広報課長

現在の取扱いといいますか、今年の補正予算でも様々なご説明をさせていただいているかと思うのですが、そここの部分の情報に関しては、プレス発表の前にご説明させていただいているというところで、そこからプレス発表までのところを、何か口外禁止にするとか話さないように要請とか、そういった形にはしていないところになっているものでございます。

○西本委員

すみません。私も意味がよく分からないのですが、ということは何ですか、もう自由に議員たちは、私たちも含め、理事者もそうかと思うのですが、公開していいよという話ですか。では、区長が発表する前にそういう情報が得られたら、公開していいということでの理解でいいですか。そうしたら、やりますよ、私ら。そういうことを言うのであれば。そういうことを意味しているのですか。もう一度答弁いただけますか。

○與那嶺戦略広報課長

いわゆる、自由にしゃべっていいかどうかということに関しては、こちらとしても、ある意味お願いと申しますか、どういった形で取り扱っていただくかというところは、そこはご判断に委ねるしかないのかなと思っております。我々といたしましては、いかにしっかりと伝えていけるかというところをプレス発表として準備しているところでございます。

○西本委員

意見で言います。おかしいと思います、今の答弁。今の答弁から考えられることというのは、やっていいですよと、情報を得られた段階で公開していいですよということですよ。だから、区長のプレス発表は要らないではないですか、そういうことになったら。プレス発表は要らないのではないですか。だから、そこにはやはり規制というものを設けなければいけないと思いますよ。それも、マスコミ側にも、これは朝日新聞だけですから、やっているのは。ほかのところはやっていないですよ、今回、この第2回定例会の報道は。しかもデジタル配信ですから、もうその前にば一んと出てしまうわけですよ。それはもう準備が進んでいるということですよ。ということは、情報が行っているということですよ、マスコミのほうに。

私らも聞いていなかったようなもの、プレス発表で分かるような内容を、マスコミのほうに分かって、それをばっと公にしてしまうということをやるとな状況だったら、では、少しでも早く、個人個人の議員がそれぞれ情報を入手して、それをもう、私の手柄みたいな形で、公開をして、やっていいということですよね。そういう答弁ですよね、今。やっていいのですよね。そこだけもう一度確認して、これは終わりたいと思います。

○與那嶺戦略広報課長

やっていいかどうかというご質問に対して、なかなか答えは難しいところではあるのですが、あくまでもこちらといたしましては、記者会見でプレスリリース、それが区として最も大きく世間に発表できるやり方、タイミングだとは思っております。そこに向けてしっかりとアピールしていく、そういったところに取り組んでいるところでございます。

○石田（秀）委員長

ほかに、この件についてご意見、ご質疑等ありますか。よろしいですね。

それでは、1つ目の質問を終了し、2つ目の質問を行います。西村直子議員の一般質問の、職員がより働きやすい職場環境についてに係る質問を改めてお願いいたします。

○西本委員

質問をざっと言ってしまう。相談窓口が外部にあるとしていますけれども、人員体制と実績の答弁がございませんでした。それを教えてください。

2つ目、相談内容などが区長、副区長、教育長に知られるような運用にしておりますか。区長などの息のかかった弁護士とか職員という認識が、職員の中にあるとすれば、相談というのはなかなか難しいだろうと思っています。実態はどうでしょうか。別の組織の中での運用がきちんとされているのかということをお教えてください。

それから、職員からも、パワハラ、ハラスメントがありましたといったときに対して、双方の情報収集をするという答弁がありました。だけど、一方が、加害者と言うべきなのでは、そういう方々はハラスメントの認識がない場合とかがあると思うので、応じないという部分もあると思うのです。そのときの対応をどうされているのかを聞きたいです。

それから、答弁の中で、区長、副区長、教育長は研修もあったと答弁しております。これは職員のアンケート結果を受けての対応と推測されるのですが、部長級に対しての加害に対しての認識を、区長、副区長、教育長が認識しての研修なのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

それから、これらの研修等々によって、認識の変容をどのように測っていくのか。ハラスメントがなくなった、パワハラをやっていた人が、パワハラが少なくなった、改心した、職場の環境がよくなったというような、そういうのをどのように測っていくのかということをお聞きしたいと思います。

○石田（秀）委員長

西村直子議員は、例えば、弁護士だとか、それを1人ではなくて、もっと増やしていく。行政側も、弁護士以外誰々と、外部の人もいるとか言っていたけれども、今この場で細かい名前、名称が出てこないけれども、そういうのが内部にもある。所管する課長もいらっしゃる。そうではなくて、外部にももっと広げて、様々そういうところへ行くということで、それと、西村直子議員は答弁の後、再質問はしていないのだけれども、今の西本委員は答弁に対して細かく聞いているので、それは答えていただければどうぞ答えていただくけれども、最終的に西村直子議員の話しているのは、やはり働きやすい環境をつくるために、職員の方がそういうことがあったときに、外部の方でもすぐ対応できるよう

なところがパッと頭に思い浮かんで、そこへさっと相談できる体制づくりをしていくことが、職員の皆さんにもいい環境ができるのではないですかというような質問だったと思うのよね。

だから、そういうのも含めて、答弁に対して今、西本委員もいろいろ細かいことまでご確認に入っていて、でも、何度も聞いていることも大分あったけれども、ぜひそれは答弁できるところでよろしくお願いします。

○宮尾人事課長

それでは、私から、相談窓口の活用状況などの現状のうち、弁護士によるハラスメント相談の実施状況についてお答えをさせていただきます。

区では、ハラスメント対策の一環といたしまして、令和5年6月から弁護士による相談窓口を設置しております。相談を希望する職員は、電話またはメールにて直接弁護士に相談をすることができます。受付の件数ですが、事業を開始した令和5年度が6件、令和6年度が5件、令和7年度は8月の末時点で5件となっております。

相談を受けた後でございますけれども、弁護士が受けた後は、相談内容を速やかに区へ報告されるという手順になってございます。その後は、相談の内容に応じて、例えば区の職員が引き継いだりするなど、細心の注意を持って対応しているところでございます。

○川村コンプライアンス推進担当課長

私からは、個別の質問に昨日もお答えできているか分からないのですが、区長、副区長、教育長が今年度、ハラスメント研修を受けたものにつきましては、職員アンケートを受けまして、ハラスメントのない職場づくりを目指して、率先して研修を受けたものと捉えております。

また、今後につきましては、おっしゃるとおり、対策の効果を測るところは重要かと思っておりますので、こういった手法を取りながらということは今検討中でございますけれども、職員の行動変容につながるような研修ですとか、またそれを職場にフィードバックするようなことは、継続的に行っていくように努めてまいります。

○西本委員

まず、大体年間5件ぐらいあるということで、それはきちんと受け止めていただいているなと思っております。その際に、これは人事課が担当しているということで、情報はしっかり守っていくという形で、ほかの方、あとは上司とか、関連する人は当然調査がありますから、それは当然情報が入って、調査が始まると思うのですが、それが、例えば区長、副区長のところに全部行ってしまうような状況なのか、そうではなくて、ある程度人事課の中とか担当の中でもやっているのかということの確認と、それからあと、この弁護士ですが、独立した考え方の下でないと、やはり何か関連性があると、どうしても漏れてしまう可能性があるのでは、どういう人が担当となっておりますかということ。

これは答弁がなかったのですが、双方の情報収集をして、いろいろ改善していくという方向なのですが、相手側、加害者の方にハラスメント認識がないという場合はどういう対応をされているかということで、応じないという方に対してどういう説得をして改善を求めていくのか、どういうことをされているのか、お聞きしたいと思っております。

それから、研修は分かりました。認識変容をこれから測っていかなければいけないということにおいては、今検討中だと思いますので、それをやはり公表するとか、こういう状況で職場の環境はとよくなりましたとか、議会のほうにはある程度、数値的に出すのは難しいかもしれないけれども、何かしらの指針を持って報告ができるような仕組みをつくってほしい。これは要望したいと思います。

○宮尾人事課長

まず、そういったハラスメントの相談を受けた場合の相談内容の扱いというところですけども、これは何をもってしても、まずは相談者の方のご意向を最優先に、私たちは考えています。内容によっては、これを人事課だけに留め置いてほしいという場合も当然ございます。それから、相談者の方の所属長に何をどこまで我々から話をしているのかということも、丁寧にお聞きします。相談者の方によっては、相談をするということ自体もやはり伏せてほしい、分からないようにしてほしいとおっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった相談者の方のご要望の中で、どういったことを我々が行うことが最善の対策になるかということを常に念頭に置いて、相談に応じているところでございます。

それから、弁護士でございますが、これはもう本当に、当然ですけども独立をした方ですので、例えば職員がその弁護士に相談をして、その相談をしたということ自体も区には言わないでほしいという相談内容も、実はございます。そういう場合には、件数としてはカウントしますけれども、内容に関してはもう弁護士止まりというものもございます。そういったところで、情報の取扱いについては細心の注意を払っているところでございます。

それから、相談をされる中で、加害者というか、行為者とされる方の場合ですけども、こちらは相談者の方が、ある程度行為者のほうにも何らかの働きかけ、アプローチをしてほしいという場合につきましては、基本的にはまず所属長に相談をさせていただいて、その方で、例えば、場合によっては相談があることを伏せた上で指導していただくとか、そういった対応も取っております。ですので、相談者のご意向と、それから、我々がそれを受けて、その条件の中でできることを見極めながら、1件1件丁寧に取扱っているところでございます。

○西本委員

ありがとうございます。やはりハラスメントのある職場だと、意識が低下してきます。仕事に対する意欲も低下するのは当たり前だと思うのですよね。なので、やはり丁寧な対応と、職場環境をよくしていくということと、それから、傷つく言葉とか、いろいろパターンがあると思うので、そこはもう研修でいろいろと学んでいくことになるのだらうと思うのですが、昔と今とでは全然違います。これは社会でも一緒です。企業、事業所も一緒です。昔はきつく言って、俺の言うことに従えみたいな形で、それで通用したかもしれないけれども、もうそういう時代ではないので、やはり丁寧な、一人一人仕事で十分にできるような環境をぜひやっていただきたいと要望して、終わりたいと思います。

○須貝委員

今の場合ですと、弁護士と相談者がほかの方には一切話さないでくれと仮に言ったとしても、加害者には誰かが言うわけですよね。こういうことになっているので、こういう行動は慎んでくれと言う段階で、そこで庁内で、やはり管理職である程度その人を特定できてしまうのではないのでしょうかね。

何か民間だと、ほとんど民間の企業は関わらないで、もう弁護士がじかにその加害者の方に対して注意喚起をして、一切社内では何だかんだ、誰がどうだこうだということを言わなくて動くような話も聞いています。そうすると、ほとんどの方は分からなくて、私が聞いた限りでは、一体何が起きているのか全然分からないけれども、何か弁護士がいらして、どなたかと話していたみたいだぐらいな状況しか分からなくて、あとはどんな事件があったかも分からないと。ということは、その被害者の方はほぼ守られるという状況をつくっているのですが、今の人事課長のお話ですと、結局相手に注意を与える、注意喚起をするということは、やはり事情を話してしまうということで、そこから被害者が特定されやすい状況を生むのではないかと思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○宮尾人事課長

まさに今、委員がおっしゃるように、我々としては相談を受けた以上、何かしらやはりその相談を受けた職員のためになることをしてあげたいという思いで、日々相談に当たっています。一方で、相談者からすると、とにかく名前を伏せることはもちろんですが、内容もなるべくオブラートに包むというのでしょうか、個別具体の案件だと捉えられないように、少し一般化をすることで形を変えて、うまく行為者とされる方にお話を伝えるというのはいかがでしょうか、こういう提案をさせていただきます。

ただ、やはり相談をされる方はすごくその辺は慎重になっておられて、たとえどんな形でその行為者とされる方に話を伝えたとしても、私が相談者であるということが分かってしまうということを、すごく慎重にお考えになります。これは当然のことかと思えます。ですので、そういった意味で、例えば、その行為者の方だけピンポイントに言うのではなくて、その行為者の方がおられる所属全体に対して、所属長から何か注意喚起をしていただくとか、そういった本当に相談者が特定されないようなやり方で、日々模索、あるいは工夫をしながら、相談の対応をさせていただいているところでございます。

○須貝委員

それと、もう一点、今、課長、部長ぐらいまではいいですが、今度、副区長、区長という場合もあるわけですね、ゼロではないので。そういうときには、もし、必ずどなたか、人事課長が、今言ったとおり、区がどこかで介入してしまうと、知れてしまうと、もう注意は全くできないと思うので、それこそ直接弁護士からじかに、これはないと思いますが、区長とか副区長にじかにお話をできる、注意喚起をするという手法が取れるような仕組みというのをつくっておかないと、ある中間で止まってしまうのではないかという可能性、危険性も思うのですが、その辺についてどう思われますか。

○宮尾人事課長

私たちは今回、西村直子議員の一般質問にもありましたように、全ての職員が働きやすい職場づくり、職場環境づくりというのは求められていると思い、日々の仕事に従事しているところでございます。ですので、どんな職層の職員でも、やはりそういったお悩み事があったら、私たちが真摯に受け止め、真摯に対応をして、それを、しかるべき対策を取るべく、そして再発防止に努めていく、この考え方というのは一貫して常に持っているつもりです。ですので、今委員からいただいた意見もしっかり受け止めまして、これからも職員の一人一人が、誰もが気持ちよく、自分の仕事に誇りを持って働いていただけるように、環境づくりに努めてまいりたいと思っています。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で、所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○石田（秀）委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、サイドブックに掲載している案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。この案のとおり申し出ます。

(3) 委員長報告について

○石田（秀）委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

このたびの議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○石田（秀）委員長

次に、(4)その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

4 行政視察について

○石田（秀）委員長

最後に、予定表4、行政視察についてでありますけれども、残っていただくのは行政視察に同行を予定する柏原区長室長だけなので、ほかの方は皆さん退席していただきますが、これは議員の皆さんに、多分これは、勉強会は丁寧にやりますけれども、30分ぐらいなので、昼休憩を挟んでからまた集まって30分やるよりは、このままやったほうがいいというのであれば、ぜひここでやりたいのだけれども、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

では、そうしよう。

それでは、最後に、予定表4の行政視察の勉強会がありますので、皆さん、ご苦労さまでした。柏原区長室長以外の皆様はお疲れ様でした。

〔理事者退席〕

○石田（秀）委員長

それでは、予定表4の行政視察を行います。

こういう状態になったのですが、本当はきちんと報告しなくてはいけなかったのがあります。

行政視察の同行理事者につきましては、柏原区長室長との報告を区長より受けておりますので、ご報告いたします。先に少し残っていただいたのですが、すみません。

次に、サイドボックスに掲載しております行政視察についての資料を基に、視察先の概要について確認していきたいと思います。

これ以降は、同行される区長室長および区議会事務局長のみお残りいただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、行政視察における視察先の概要について理解を深めたいと思います。

進め方につきましては、まず、私から視察先についての概要をお話し、その後に視察先の質問や確認したい事項など、ご発言をお願いします。

また、須貝委員からも視察にはというお話がありましたが、勉強会にご参加をいただくということで、今日も参加をしていただいています。この説明をする前に、事務局にもこれは言っていますが、私は須田委員にはぜひ参加をしていただきたいと思っておりますので、一応準備はしてありますけれども、枠は残してありますので、それも今日終わったら締め切って、もう旅券等の手配をしたいので、須貝委員が勉強していただいて、参加してもいいのではないかなと思ったら、ぜひ参加をしていただくことをお願いさせていただいて、勉強会に入りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、視察先の行程に沿って、私からまず一括してご紹介をさせていただきます。

まず、帯広市では、帯広競馬場にて競馬事業についてを視察いたします。帯広競馬はばんえい競馬を主催する唯一の競馬場で、ばんえい競馬は、北海道開拓で荷物を引かせていた馬の力比べを行っていた農民の娯楽をルーツに持ちます。

ばんえい競馬は、昭和24年に旭川、帯広、北見、岩見沢の4市による市営競馬として発展を遂げました。日本の高度成長期の好景気に支えられ、バブル期には最盛期を迎えましたが、バブルの崩壊とともに売上げが低迷し、平成18年には累積赤字が31億円に達するなど経営危機に陥り、4市による運営が困難であるとして、帯広市を除く3市が撤退をするということになりました。

一時、帯広市も撤退を決めましたが、ファンや市民による廃止反対運動など存続を望む声に応じて、民間企業による経営支援を受ける形で帯広市単独での開催を決定し、平成19年には一般社団法人ばんえい十勝を発足させました。その後は、競馬場施設の改装をはじめ、分煙化やトイレの改修などの環境整備、ふれあい動物園の併設やイベントコーナーの設置などのイメージの刷新に取り組み、観光客や地元住民が気軽に足を運べる新たなスポットとなりました。平成22年には、競馬場敷地内に観光拠点とかちむらを開設し、地元の農畜産物の販売や2万5,000人が参加するとかちばん馬まつりの開催など、帯広の新名所として定着をしております。

馬券販売では、メディア露出による知名度向上や馬券のオンライン販売、ナイターのレース開催などにより、平成25年に黒字化を達成しました。令和6年度は馬券売上げが578億2,266万円、来場者数が38万6,736人、馬券売上げは平成29年度以降11年連続で最高額を更新しております。

令和5年度の帯広の歳入・歳出決算では、特別会計ばんえい競馬会計は、歳入572億4,728万円、歳出571億1,533万円、差引き1億3,195万円の黒字となっております。

最後に、視察の趣旨の説明となりますが、本視察は、大井競馬における競馬事業に関連して実施するものであります。大井競馬における競馬事業の収益の一部は23区に分配され、区の貴重な財源となっております。分配金は競馬事業の収益に応じて分配され、昨年度は1区当たり6億円となっております。これは、私が議長の頃はゼロというときもありましたし、各分配金が1,000万円というときもありましたが、今は6億円ということになっております。そして、品川区は本場の所在区として、分配金とは別に3億円が交付されております。この3億円はずっと変わっていない。品川区議会としても、分配金については今6億円ともなっていると思っておりますので、ここの分配金を最低でも倍増するぐらいの要求は、品川区議会としても行っているのかと常々思っております。

それから、歳入歳出予算を審査する区議会議員として、分配金および交付金がどのような事業により

得られたものであるかを理解することはもとより、分配金が区の財源となって、区民のための施策の推進に寄与するものであることから、大井競馬の経営や運営面への理解や知見の獲得が必要と捉え、調査事項としています。

今回の行政視察では、帯広競馬が経営難から脱し、北海道内でも有数の観光名所となって、市の財政を支えるに至ったその経緯と取組等を学ぶことを通じて、競馬事業に対する見識を深めていければと思っています。

もう一点は、言わないほうがいいと言われたのだけれども、十勝地域というのがあります。それで、全国連携プロジェクトというのが、皆さん、やっているのをご存じだと思っていますが、品川区もその全国連携プロジェクトで、坂井市と今こういうお付き合いをさせていただいておりますけれども、その中で、今、地域ごとで連携を取って盛り上がっていきこうということがあって、国も半分補助金を出してくれるというのがあるのですけれども、これが、十勝地域と墨田区、台東区が一緒になって、十勝地域と連携を取って、今その事業を行いました。あとはそれでやっているのは、渋谷区と京都市でやっております。そういうのがあるのですが、こういうのもどこかで肌で感じられればと思っております、ここでこれを言っているのかどうか分からないけれども、やめておいたほうがいいと言われたのだけれども、十勝地域に行くので、ここのお昼御飯は、その十勝地域で一つの何でもお店があるようなところがあるので、そこは自由に皆さん、お昼を食べてくださいということをしようと思っておりますが、そういうことも含めて、十勝地域にも頭の片隅に入れながら行ければなと思っております。

次に、富良野市でありますけれども、富良野市では新庁舎整備およびＩＣＴ活用による業務改善について視察をいたします。

富良野市は庁舎の老朽化および耐久性の不足から、平成２４年から隣接する文化会館との複合施設として新庁舎建設の検討を開始し、完成後の令和４年９月から供用を開始しております。

新庁舎建設に際して、複合機能化による効率化や建物の集約による維持管理費の負担軽減、防災拠点としての機能強化などが図られております。さらに、区民窓口を総合窓口化し、区民の利便性向上にも取り組んでおります。

また、新庁舎供用開始に併せて、ＩＣＴを活用した業務プロセス改革とともに、スマートシティ化を推進しています。ＩＣＴを活用した業務プロセス改革では、庁内３,００７事務を棚卸しし、ＩＣＴとの親和性の高い事務のＲＰＡ化やペーパーレス会議などに取り組んでおります。ＩＣＴを活用した市民の利便性向上に向けては、高齢者の見守りシステム、ＡＩオンデマンド交通、デジタル地域通貨等の実証実験を行うとともに、ＩｏＴを活用した除排雪の効率化やＬＩＮＥの公式アカウントによる情報発信を行っております。

品川区における新庁舎整備では、基本設計や実施設計が完了し、１０月に着工を予定している状況を踏まえ、本視察では、建物の設計といった内容というよりは、今後直面する可能性がある新庁舎供用後の課題や反省点、工夫した取組などを中心に、学ぶことができればと考えております。

ＩＣＴの活用やスマートシティについても、品川区とは自治体の規模は異なりますが、施設や取組の発想や考え方、それに用いる技術など、共通する部分があると思いますので、そういった観点から取組を学んでいければと思っております。

最後に、沼田町であります。沼田町では、市町村交流について視察を行います。

以前も少しお話をさせていただきましたが、沼田町は、近隣の小平町、幌加内町とともに３町で構成される広域振興協議会がしながわ宿場まつりに出店されていることをきっかけとして、個人的にもお付

き合いをさせていただいております。

今回は、沼田町との交流（連携）を見据え、視察したいと考えております。視察当日は、沼田町の概要や特色等の説明および町内の施設見学を予定しておりますが、簡単ではありますが、私から町の概要を説明させていただきます。

沼田町は、北海道の中心から北西にある、旭川から西に約1時間半、札幌から北に約2時間に位置する人口約2,700人の町で、トマトやレタス、枝豆などの特産品のほか、雪の冷熱を活用した米の貯蔵法、雪中米が有名であります。

現在、町の人口は減少傾向にあり、その対策として移住施策を進めております。令和7年には株式会社宝島社が実施した北海道移住先ランキングでは、移住支援策や子育て施策の推進が評価を受け、人口5,000人未満の町では、シニア世代部門では1位となっております。また、7年連続、北海道で1位に移住先としてとなっております。

また、町の特徴として、学校やスーパーマーケット、住宅などが半径500m圏内に集約されるなど、コンパクトシティ化が進められております。

委員の皆様には、本視察や前回の委員会で実施した所管事務調査の内容も踏まえながら、沼田町との交流の是非や、具体的にどのような交流ができるのかなど、ご検討いただければと思っております。

なお、沼田町との交流に際しては、現時点においても決まっているものはありません。当然ながら、沼田町や区の執行部の判断があつてのことですので、視察に際して、その点を踏まえた適切なご対応をお願いいたします。

そして、沼田町は、先ほど移住地、7年連続北海道1位ということでもありますけれども、7年間で、人口約2,700人なのだけでも、移住・定住された方が299人、それで、去年は65人だったと思っておりますが、65人ぐらい、行けば分かると思いますが、非常にそういう意味では生活しやすい町だという評価が高いところであります。

それが、私からのご紹介でございます。

視察先で特に質問や確認したい事項、ご要望等がございましたら、現地にてご発言をいただきたいと思ひます。

また、既に視察先に関する質問事項等について、皆様にメールでご連絡をいただいておりますが、本日24日が終日までの締切りとなっておりますが、ご案内のとおり事務局へメールで提出を、質問等がありましたらお出しいただいて、そして、視察先に送りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上が私の説明であります、何か質問等がありましたら、私も勉強した中でしかお答えはできませんが、答えられる範囲で答えます。

どうですか。何でもどうぞ。いいですか。

では、ぜひ皆さん、何か質問がありましたら、それは正副委員長、または事務局へ質問を提出していくことをしたいと思っております。

よろしいですか、以上で。後でご案内しますので。

〔「質問をしていいですか」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

質問があればどうぞ。

○山本委員

行政視察の視察先の選定について、少し確認をさせていただきたいということになります。というのは、いろいろな候補先がある中で、今回、北海道という場所になっていることについて、北海道で3か所ということが、総務委員会として、年に1回の視察として有意義なものになるのかというところがありますと。

なので、これは、委員長に一任して決めていただいているところで、その決定について異論を述べるという立場にないと思うのですが、私としては、この選定先に対して、ほかにも幾つものテーマと、あと、幾つもの候補先を挙げさせていただいていますし、テーマとして選んでいただいている都市交流というところも、候補先を結構挙げさせていただいているのですけれども、今回、北海道の沼田町というところになっていると。

沼田町自体は、今、ご説明いただいたような形で、品川区としてのおまつり等でのご接点とかもあるということなのですけれども、人口で見ると3,000人弱というところで、決して多くはなく、少し品川区からも離れているというところで、私自身がいろいろな都市と交流を進めるべきだと思いつつも、今回、北海道のこの沼田町が視察先になるのが果たして妥当なのかというところでいうと、ほかにもいろいろな選択肢があったのではないかなと思っているところでもございましたので、いま一度、この3か所の決まり方、委員長として、ここをまず決めたからこういうふうに決めていったみたいなのがあれば、あるところも含めて、これがふさわしいというのを、お考えをお聞かせいただきたいというところでございます。

○石田（秀）委員長

これもご説明をしてきたと思いますけれども、まずスタートとして、所管事務調査を何にしますかということ。この所管事務調査を中心にして、その内容に合わせた視察をするというのが、これはもう各委員会、大前提のことだと私は思っておりまして、その所管事務調査で、「競馬事業について」と「市町村交流について」はやっていかうということに、それは決定をしたわけでありまして。それは皆さんからもご意見をいただいて、その後、そういう話をして、では、それでいきましょうということで、皆様にもご理解をいただいて、決定をしてきたということでありまして。

では、競馬事業をどこでやるのかというときに、私はこれはご説明もしたと思いますが、考えられたのは、まず、競馬事業が一番、赤字でどうにもならないところからまちづくりをして、まちを興して、まちと一緒に、先ほどご説明したように、それから、今、復活をしてきているというところを考えるのか、そういう形を取るところなのか。そういうところは幾つかあります。

あとはもう一点、今の大井競馬場は飛行機が飛ぶということで、飛行機が飛ぶということになって、今、実際に上空付近を飛んでいるということでありまして。この飛行機の影響があるのかなのか、それはあると言う方もいらっしゃるけれども、そんなの関係ないよと言う方もいらっしゃる。こういうことを考えたときに、飛行機の影響があるか、ないかということ考えたときには、函館競馬しかない。函館競馬は真上を飛ぶ。それで、よく馬は大丈夫というのがあって、これは相当いろいろなご意見を持っていたらと思うのであります。

そういうことも含めて、皆さん、いろいろどうお考えですかということであって、では、先ほども少し言いましたけれども、今、3億円という交付金を品川区は頂いておりますけれども、分配金はゼロとか1,000万円とか1,500万円ぐらいのときもあったけれども、それが今6億円もあるのに、何で交付金は3億円なのだ。やはり本場を持っている品川区の議員としては、倍増ぐらいは求めていくというのは私はありだと思っていて、ここら辺のところをよくよく考えるのであれば、さっきも言いましたが、

帯広競場は31億円の赤字から復活をしてきて、今、帯広市でしっかり自分たちのことをやってきて、実際に見ていただいたほうがいいのだろうけれども。また、私の知っている限りでは、今、馬肉がすごくはやっていると言ったらいいのかな、馬肉も結構高くなっているの、ばんえい競馬というのは1トンぐらいの馬なので、そうすると、レースでやるよりも馬肉で売ったほうが良いと言って、競走馬がいなくなってしまうのだよ。「え、そんなことがあるのですか」と言ったら、そういうこともあるらしくて、そういうことも踏まえてやっているというのは、それはそれでいいことというか、皆さん、ご苦労がある中でやっていらっしゃるのだろうな。

こういうことも踏まえながら、我々も本場があるのだから、それぐらいはきちんと、競馬事業というのはどういうことがあってというのは学んで、それで意見をきちんと言っていけるということで、選んだというのが一つ。

それから、富良野市は、素直に言うとは後づけ。札幌市とかいろいろ考えたけれども、調整ができなかったというのが現実です。事務局もいろいろ探していただいたりして、そうしたところで富良野市が出てきました。ちょうど庁舎を建て替えて2年、3年、それで、先ほども言いましたけれども、DXやスマートシティなどに、非常に取り組んでいるということでありまして、これはもう様々、先ほども言いましたように、使ってからいろいろ変更したり、どういうふうに使え勝手がよかったとか、そういうことも踏まえて、我々が前もって、これからもう工事も始まるわけなので、ちょうどいい場所が見つかったねということで、富良野市にさせていただきました。

それから、沼田町については、やはり移住地計画というのをこれだけ今やって、移住地として、宝島社で7年連続トップ、シニアではトップ、今度は全国でも第2位、トップになっている。そういうことのスモールシティ化とかまちの取組方というのは、非常に参考になるのだろうと私は判断しておりまして、別に私が長い間お付き合いをしているということだけではなくて、この小平町、幌加内町というのは、本当は3町と話ができればすごくいいのかもしれませんが、先ほども言いました全国連携プロジェクトでも、台東区、墨田区は十勝地区と、十勝地区は18市町村あるのかな、それでやっているのだけれども、京都と渋谷は1個ずつでやっているのだけれども、そういうことに全国連携プロジェクトでも、別に北海道だからどうということではなくて、今その地域でもやれているので、私はそういう意味では、これはもうやれば面白い方向に行くのではないのかな。区民にとっても、例えば地域で連携をして様々な体験ができるとか、すごい面白い体験もたくさんやっていらっしゃるから、そういうことも含めてやっていけばなと。

幌加内町などはそばの生産が日本一で、この前、そばサミットが終わりましたが、面積が約570㎥ぐらいあって、23区の広さが約600㎥だよ、たしか。それぐらい約570㎥あって、1,200人しか住んでないのだよ。そばの生産は日本一。そういうことで、そばサミットをやっているのだけれども、そんなところに2日間で8万人も人が来るとか、そういう面白いこと本当にやっていて、こういうことも含めて、私は全国連携プロジェクトの中でも、非常にそういう候補としてはやれるのではないのかな、十勝がそういうのもやれたので。やれるか、やれないかは分からないけれども、そういうことを踏まえながら選んだつもりであります。

そういうこと。答えになっているかどうか分からないけれども。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。改めてになりますが、ご説明をお伺いできて良かったです。所管事務調査で競馬事業が選ばれていて、その中で、品川区として役に立つ視察先ということでばんえい競馬

を選んだ。それで、そこに行ける先を選ばれたということで、理解いたしました。ありがとうございました。

○石田（秀）委員長

何かほかにあれば。よろしいですか。

これで終わっていいのだよな。そうしたら、議会報告会は後でいいの。

〔「総務委員会が終了してから」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

終了してからですね。

それでは、以上で行政視察についてを終了いたします。

以上で総務委員会を閉会いたします。

この後、議会報告会と行政視察についてのご案内がありますので、少しお待ちをいただければと思います。

○午後 1時05分閉会